

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (15.1定)			
日 時	平成15年 3月 5日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時51分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、北野副委員長、前田・成田・大竹・大畠・中島・見楚谷・佐々木(勝)・佐々木(政)・高橋・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 <div style="margin-left: 40px;"> 委員長 署名員 署名員 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 40px;"> 書 記 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位のご支持をいただき、委員長に就任させていただきました。

今任期の締めくくりとなる節目の委員会であり、身の引き締まる思いであります。もとより微力ではありますが、副委員長ともどもに、公正にして円滑な委員会の運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様のご協力を切にお願いいたします。

なお、副委員長には、北野委員が選出されておりますことをご報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に前田委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本聖委員が大島委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党。

中島委員

障害者の相談事業について

それでは、質問します。

昨日、私の一般質問の中の障害者問題で、障害者の相談事業について実施を希望しましたが、身体障害者福祉センターで職員研修を実施して一定の相談業務が果たせるように努めていくと、前向きな回答をいただきました。

ただ、この小樽身体障害者福祉センターは、小樽が委託をしてやっている事業なのですね。ここの職員は小樽市の職員ではありません。こういうところで相談事業を果たせるようにということですが、協力は得られるということになっているのでしょうか。

（福祉）社会福祉課長

身障福祉センターのことですけれども、身体障害者福祉法に、身障福祉センターは相談業務をする施設であるというふうに規定されております。したがって、市としてももちろんですけれども、委託しております身障協会にしましても、相談業務というのは向上すべきといいますが、担当すべきという考え方がございますので、当然、協力を得られるというふうに考えております。

中島委員

研修をされるということになりますと、研修期間があり、研修費用が必要な場合もありますし、人的な保障の問題もあります。こういう委託を受けている機関が、そういうことに積極的な時間と費用を使えるのかという問題があると思うのですが、この点などの負担について市が援助する、こういうことなども検討に入っているのでしょうか。

（福祉）社会福祉課長

研修につきましては、あそこの職員の研修費用ということで、特別それを意識した予算措置というものはしておりませんが、例えば、道社協でけっこう頻繁に行われております福祉に関する新任者研修だとか実務研修な

どがございまして、無料あるいは低額な料金でありますので、そういった研修に頻繁に出席していただきます。このほか、社会福祉課に福祉士がおりますので、その福祉サービスが変わった都度だとか、例えば今、支援費制度ということで変わりますけれども、随時、指導ということをしておりますので、今後そういう点でももう少し強化してまいりたいというふうに考えております。

中島委員

実際に相談機能があるということですが、相談場所とか、相談件数がどれくらいとか、どんな相談があったのかということに関して、まとめとか報告とか、そういう中身を把握していらっしゃいますか。

（福祉）社会福祉課長

さきほど申し上げましたように、法律で相談業務を受ける施設だということの認識はございますけれども、日常業務ということで押さえております。したがって、相談日誌といいますが、相談台帳といつか、そういうものは法で定めなさいということにはなっておりませんが、現状では通常の業務という処理をしておりまして、その記録だとかということは特別に資料として持っておりません。

中島委員

昨日お話ししましたが、新しい支援費制度ということになりますと、自分でサービスの利用を考えなければならぬということなわけですから、身近なところで相談あるいは情報が必要だと思っております。そういう意味で、市役所ではなくて、身障センターなどにそういう機能が充実されることは非常に期待されるのですが、やっているかやっていないかわからないということも含めて、ここで、そういう相談業務をやっていると、市民の皆さんにわかるようなそういう中身が徹底される必要があると思います。

もう一つは、市民の皆さんから言われることは、あそこは障害者センターということで多くの皆さんが出入りするのですが、いろいろ聞いてもちっともわからないということです。それで、相談の役割を果たしていないという悩みを聞いております。

これから研修を受けるにしても、それが充実されるまでの間、例えば市の専門的な職員を1か月に一遍でも派遣して何時間かの相談業務を受けるなど、具体的な人的派遣なども含めて、ぜひ相談業務を強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（福祉）社会福祉課長

まず、PRについてですが、随時、広報のお知らせ版などでも、こういう機能といいますが、身障センターに相談をお願いしてくださいというような趣旨の周知はしております。そのほか、道から委嘱されました身体障害者相談員という方が二十数名おります。そのほとんどは身体障害者福祉センターの会員ということになっておりますので、大体の方といいますが、あそこを利用する方は、そういう委嘱された方がいるということを承知しておりますので、何といいますが、窓口で対応することも必要ですが、いわゆるそのメンバーの中にもそういった知識にたけている方がおりますので、改めて相談員の利用ということも含めて周知したいというふうに思います。

それから、月に一度とか派遣したらどうかということですが、市の方の職員配置の関係もございまして、正直に言いますと、月に一度、何時間行くというのはなかなか難しいかと思っております。ただ、福祉士などもおりますので、随時、センターの職員の指導という部分で、さきほど申し上げましたように、強く意識してまいりたいと思っております。

それから、お話しにも出ましたように、身障センターといいますが、身障協会自身が、4月から始まります支援費制度の指定事業所になるということでございまして、必然的に福祉サービスの勉強をしていかなければその事業所としてやっていけないということになりますので、我々の努力とともに、職員自身の研さんということが求められるということでは、そういうふうに考えております。

中島委員

介護保険料について

質問を変えます。

昨日は一般質問なので、介護保険については保険料を下げると、そういう質問はできませんでしたので、今日の予算委員会で介護保険料について若干質問します。

皆さんのお手元に、資料請求した平成15年から17年度にかけての保険料の賦課額が行っていると思います。

これを見てちょっと不思議に思うのですけれども、普通徴収の方は毎月同額が課せられていますが、年金から天引きの特別徴収については、非常に波があるというか、例えば、第1段階の方は3,000円から始まって、10月には倍額の6,000円になる、そうしたら、また16年の10月ぐらいから、また3,000円台に下がるという波があります。これは、払う方に見てみたら急に倍額になったりするわけですから非常に動揺が大きい。この時期になると何人が相談に舞い込んでくるのですけれども、普通徴収のように均一な賦課額にできないものなのではないのでしょうか。どうしてこういうふうになっているか、お知らせください。

(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

第1号の保険料につきましては、第5段階まで所得段階別に設定されてございます。したがって、手続上、保険料額は前年度の所得によって確定する、このような状況になりますので、6月以降でなければ確定できません。このため、前年度から継続して特別徴収を受けている人につきましては、2月の時点で、その金額を仮徴収というように形にさせていただきまして、4月、6月、8月分の支払いをしています。そして、残りの部分、10、12、2月の支払いの部分につきましては、年額から仮徴収で支払った部分を差し引いた残額を3で割って金額を決めるといしくみになってございますので、このようにちょっとでこぼこになっているような状況になってございます。

中島委員

どちらにしても、低所得者だけではなくて、普通の生活をしている方にも2か月で1万7,700円とか8,000円とか、かなりの金額の料金になるわけですから、何とか少しでも安くできないのだろうかという相談があります。保険料を安くする方向については、いろいろ検討されたのでしょうか。具体的な方法はないのでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

この部分につきましては、やはり、いろいろの部分で小樽だけの問題でなく、全道の部分、また全国の部分、いろいろな部分でやはりこういうような形でこぼこを生じまして、いろいろ国の方にも改善なり、そのような形の要望はしてございます。

ただ、小樽だけの問題ではなくて、他都市の状況もございまして、そこら辺の部分は、他都市の状況なりを参考にしながら、できる部分がありましたら、今後の部分として検討していきたい、そのように考えてございます。

ただ、国の方の部分としましては、今も言いましたように、仮徴収をやっている部分は6月以降に決まりますので、4月、6月の分はもう確定になってしまっていて仮徴収で取らざるをえないのですが、8月の分につきましては、減額の部分だったらよろしいですよ、このような状況なのです。ただ、15年度の部分については、減額というのは難しいのかなど。仮にそういうような形の調整ができる部分であっても、16年度以降になるのかなど、そのような形ではちょっと考えてございます。

中島委員

例えば、他の市町村の情報では、いわゆる準備基金ということで、3年間を平準化して調整していくための準備基金をもとにして、この3年間で使っていくお金としての調整基金ですけれども、それで保険料を減額したという話も聞いているのですが、小樽の場合はこういう形での検討はできないものなのではないのでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

他都市で、準備基金を取り崩して保険料を納めているという都市があると聞いております。ただ、その準備基金につきましても、12年から14年度までの収支で剰余金が出た部分を積み立てて、その部分を保険料の給付費、保

険料というよりも介護保険給付費の一部として取り崩して使っていて、結果的に保険料を納めるというか、そんな効果を出しているということは聞いてございます。

ただ、残念ながら、小樽につきましては、その準備基金が逆になくなりまして、安定化基金の方から借入れをしているような状況でございますので、ちょっと他都市の状況とは違うのかなと、そのような形で考えてございます。

中島委員

介護保険が始まってから最初の見直しです。これから3年ごとに見直しをしていくわけですがけれども、これから3年後はサービス利用がどれくらいふえるという予定を立てているはずですね。それはどれくらい見込んでいるのでしょうか。つまり、3年後もさらに保険料が上がる、こういうことになるのでしょうか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今回の保険料を決めるに当たりまして、介護保険事業計画、その部分を策定させていただいております。それによりますと、13年度の実績を基にいたしますと、今度の保険料の算定期間というのが平成15年度から17年度までの3か年でございますので、この3か年のサービスの部分のものを比較いたしますと、15年から17年までの居宅サービスは、単純に平均を出しますと、居宅サービスの伸び率としましては65パーセント、そして、施設サービスの伸び率としては13パーセント、そして、全体の伸び率としては53パーセント、このような形の伸び率で保険料を算定させていただいております。

また、保険料につきましては、単純に言いますと、その介護保険給付費を利用する方の部分で割り返すような形になっております。国の制度は、今、公費が50パーセント、そして残りの50パーセントを第1号被保険者と第2号被保険者で負担しているというような形でありますので、そのこの部分の割合が今後も変わらなければ、給付費が伸びてきますと、必然的と言ったら変ですけども、それに伴いまして保険料が上がる、このようなしくみになってございます。

中島委員

サービスの利用拡大が進めば保険料にはね返るところですから、サービスを利用しなければ保険料が上がらない、そういうことでしょうか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今も言いましたように、介護保険自体が、介護保険給付費を、厳密に言いますと、これから例えば国負担だとか道負担だとか、そういうふうなものを除きまして必要経費を出しまして、それを65歳以上の方の人数で割り返して保険料が出るというような形になります。したがって、給付費の全体のパイが大きくなりまして、国の制度としましての負担割合が変わらなければ、当然、65歳以上の人口の伸びの部分もありますが、結果的にそういう部分で割り返すという形で出しますもので、必然的にサービスが増えてきますと保険料が上がるというような形にはなるのかなと思ってございます。

中島委員

やはり、これはすごく問題がある制度だと思うのです。全く介護保険サービスを利用していない人も保険料を払うわけですから、自分たちはいっさいサービスを利用しないのにどんどんどんどん保険料が上がるのは、使っている人が悪いと、こういうふうにもなりかねない側面があると私は思うのです。やはり、国の国庫負担金を大幅に増やすという形で、市民の皆さんの負担分というのは、一定限度を設けない限りは比例してどんどんどんどん高くなるということになってくるのではないかというふうに懸念します。

今回、私たち共産党も、国庫負担金を5パーセント増やせば、今度の値上げはしなくて済むという数字を出して提案しているのですけれども、このことについてはいかがお考えでしょうか。

福祉部長

一般質問で市長からご答弁申し上げておりますけれども、制度上の根幹にかかわるものというような認識を私ど

ももっておりまして、それにつきましては、全国市長会を通じて再三要求しているところでございます。また、市長からも、機会を見て国の方にといいことでご答弁いたしておりますので、このあたりでご理解をいただきたいと思ひます。

中島委員

この項の最後になりますが、新聞報道で承知だと思ひますけれども、社会福祉法人済生会北海道支部が運営している老人保健施設はまなすが介護報酬を不正受給していたといふことで話題になりました。

同施設に小樽市内の市民がどれくらい入所していたのか。新聞報道では、3割カットするところを100パーセントで受給していたといふことですから、この3割分を減らして各自治体にお返しをしなければならぬ。返すといふふうな報道が載っておりますけれども、そういうことになれば、小樽市に返還される額といふのは、大体いくらくらいになるかといふことをご承知でしょうか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

まず、同施設のはまなすの入所者の関係でございますが、あそこは定員が100人でございます。そのうち、私どもの方に、各月末にそれぞれの事業所から速報値といふふうな部分で数字をいただいているのですが、それによりますと、15年1月末現在で92人が入っております。そして、そのうちの88人が小樽市民で、残りの4人が市外、このような状況で聞いております。

それから、返還金の部分ですが、今回の部分につきましては、人員を欠いていて、その部分が、今、委員がおっしゃいましたように、3割のカットといふような形の部分で不正が行われていた疑いがあるといふような形で書いておりますけれども、北海道としましては、2月21日に監査を行いまして、その結果等を持ち帰りましてじゅうぶんに精査して処分を決定するといふような形になっております。

私どもとしましては、道の結果を待ちながら、早目に額の確定をしたいと思っております。調査にちょっと時間がかかると思ひますが、わかり次第お知らせしたい、そのように考えてございます。

中島委員

まだ額がわからないといふことですね。市民の皆さんから私どもところに電話がありまして、自分たちの介護保険料がこんなに高くなるのに、事業者の不正は許されぬ。これからお金が返ってくるなら、その返還分を保険料引下げに使ってほしい、こいふうお話しでした。こいふうことは具体的に可能なのでしょうか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今も言いましたように、道の結果を待ちながら、返還金の部分の計算といふか、精査をするような形になります。ただ、その部分で、返還金は、恐らく給付になっているときもそうですが、国なり道なりの負担、そのような部分の負担もござひますもので、その部分の返還といふような形の部分の作業も出てくるのかなと思ひています。こいふうな部分は北海道の方と調整をとりながら進めていきたい、そのような形で考えてございます。

中島委員

引下げに使えるかどうかといふことはどうですか。

（福祉）高齢社会対策室長

仮の話ですけれども、仮に返還をされる額が出てきますと、今、課長が申しましたとおり、当然、保険給付費の財源に充てる、国で言えば25パーセント、道には12.5パーセント、市の一般会計にも12.5パーセント、それから支払基金2号の分にも33パーセント、それから残ったのが保険料相当になるわけです。

ところが、介護保険料の試算に当たっては、15年度から17年度までの介護保険の費用を基に計算をするといふことになってございますので、仮に、今回の事件で返還されるといたしましても、現実的には、15年度から17年度の保険給付費の財源には使えると思ひますけれども、保険料の引下げに即つなるといふことは難しいもの、こいふうなふうに考えてございます。

中島委員

ほかの介護保険関係の施設で、同じような不正で、人件費だとかの関係で事業所の指定を取り消されているところがありますね。はなますの今後の対応について、そういう可能性もあるのでしょうか。

福祉部長

取消しということでございますけれども、仮に取消しということになりますと、事業者、それも市内の人が大変多いということもございますし、また、働いておられる方も大変多いと。この方々の行き先をどうするかということで、大変大きな影響を与えるものというふうに考えておりました、そのあたりを道にも考えてもらいたいというふうには思っております。

中島委員

衛生費の問題について

質問の最後は、衛生費の問題です。

予算説明書の121ページには、衛生費の中の火葬場の費用と墓地費が出ていますけれども、どちらも昨年に比べて大変大きな減額が出されています。とりわけ火葬場の方は、これまでの施設維持補修費などが989万から半分の452万になっていますし、炉の補修費も同じように700万から350万、設備費も289万から100万と、大体、昨年と比べて半分から3分の1と非常に大きな減額がされております。

これは、どういう理由でこのような予算が組めるようになったということでしょうか。

市民部次長

火葬場の方の関係でございますけれども、施設維持補修費で約650万程度、15年度に比較して減になってございます。

これにつきましては、炉内の台車、ブロック及び火葬炉内の補修等々がございまして、14年度は委託工事、請負工事としてやってございますが、15年につきましては、材料のみを買って職員の直営で修理できるという簡易な補修でございますので、こういう現状になってございます。

中島委員

そういう意味では、業務改善を図った、こういうふう考えていいのですね。

市民部次長

やはり、簡易な補修ですから、職員が自分で補修するということございまして、こういう数字でございます。

中島委員

墓地費の方は、墓地内施設等整備事業費900万と。これは、毎年、経年的に見てみましたら800万、900万、700万と計上されているのが、15年度の予算には1円も計上されないというふうになっています。こういう施設等の整備事業費はいっさい必要がなくなった、こういうふう考えるのでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

墓地内の参道及び側溝については、長い間、維持補修にいろいろ努力してきたところでございますが、最近の財政ひっ迫状況をかんがみて、ここ数年、その費用について休止したいということでございます。

中島委員

墓地の待機者というのでしょうか、けっこういらっしゃるということで取り上げたことがあるのですが、その待機者の方々にお墓を提供しなければならない、そういう計画について、この900万円の削減は大きな影響が出るのではないかと懸念されるのです。

昨年の待機者の数と、実際に1年間でどれくらいの方にその解消を図ったのか、この点についてはいかがですか。

(市民) 戸籍住民課長

まずは、前段の予算の削減と使用墓地の供給の関係かと思いますが、そのことにつきましては、当該予算につき

ましては、主に墓地の中の補修関係、これは、階段を直したり、のり面の崩れたところを直したりということですので、墓所といいますか、区画を新しくつくったり、古いものを直したりするところの予算とは別義でございますので、補修という部分については大丈夫かと。

次に、使用許可の関係でございますが、一昨年と、平成14年5月末と10月末と比較いたしますと132基の使用許可を新たに出していますので、待機の関係についてもそこそこ解消されているものと考えております。ただ、順次、新たな方が墓地の使用許可を出していらっしゃいますので、現在47名の方が待機しているということでございます。

中島委員

この区画造成等整備委託料というのが墓地を実際に整備する方のお金になっています。こういう説明をさっき受けたのですが、そうしたら、今期は何基くらいを見込んでいるということなのでしょうか。大体、解消できるという予定でしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

現在、古いものも新しいものも含めまして、許可を与えて、いまだ建立されていない部分について督促の作業に入っているところでございます。それで、どのぐらいの実績が上がるかについて、新たな対応として古いものを入れてやっておりますので、はっきりした数字はつかめておりませんが、今年度、古いところを改修して、整地し直して、再貸付、再許可というのですか、そういった部分でどうしても費用がかかる部分として見越しているのが20区画で44万2,000円でございます。

中島委員

わかりました。

それから、812万の予算を組んででいるわけですから、44万だったら大分余るわけで、ちょっと整合性がないような気がしますけれども、時間がないので終わります。また、後から詳しくお聞きします。

北野委員

タクシーの道路占用料について

資料をいただいたので、タクシーの道路占用料の問題について伺います。

小樽のハイヤー協会からどういう要請があるのか。

二つ目、資料の下段にある小樽駅前広場の道路占用料、これは、額はいくら納入していただいているか、2点お答えください。

(土木) 管理課長

駅前広場のタクシー占用料の扱いにつきましては、当時、一般車両とタクシーが混在して苦情が絶えなかったためということで、警察側と協議しながら、タクシープールとして位置づけて徴収している、こういうことでございます。

もう一点、駅前広場の金額につきましては、道路占用料ということで、路線価に準じて金額を徴収しておりますが、金額については、ちょっと数字的には差し控えたいと思います。

北野委員

ちょっと聞こえない。

(土木) 管理課長

占用料の金額につきましては、個別な金額ということになりますので、ちょっと具体的な数字は控えさせていただきます。

北野委員

ちょっと聞いていることに答えないのだけれども、小樽のハイヤー協会からどういう要請が来ているかというこ

とですよ。

(土木)管理課長

徴収する経過につきましては以上のとおりで、最近、ハイヤー協会から要請がありました件ですけれども、道路占用料を払っているが、組合として赤字を大変抱えているので、道内の他都市の例も含めて小樽市の方も占用料については免除していただきたい、こういう要請でございます。

北野委員

資料を見ていると思うのですが、苫小牧はいろいろな経過があって北口のみ取っているのですが、全道では、あとそれ以外は取っていないのです。本格的に取っているのは小樽市だけなのですよ。

ところで、これは、小樽駅前広場は取っているけれども、築港駅前は何で取らないのですか。

(土木)管理課長

資料の中にもございますけれども、駅前広場の部分で取っているということでは小樽市と苫小牧市ということですが、道路上の中で占用料を取っているのは小樽市しかないということでございます。

北野委員

築港は、以前は取っていたのでしょうか。

(土木)管理課長

築港の駅前につきましては、当初、駅前はあるような形で整備された中で、タクシーの専用の駐車場を設けるとい協議の中で進んでいたものという認識は持っております。

ただ、料金については、最初から取っておりません。

北野委員

小樽の駅前だけがこういう突出したやり方をとっているわけですから、これは市長に尋ねるけれども、観光客その他のさまざまなことにハイヤー協会も協力していただいているというふうに伺っているわけです。他都市と比べて突出して、金額は言っていないけれども、相当高い道路占用料を取っているのですよ。だから、これはやめるべきではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

土木部長

タクシーの占用料につきましては、確かに、今、課長の方からお話ししましたように、苫小牧、小樽市がいただいております。これにつきましては、今お話しにもありましたように、占用料ということの中で、標識を立ててございまして、その中でいただいている部分もあります。もう一つは、駅前については、駐車スペースとして一定の面積を割り当ててございまして、その中で取ってございます。

そういったことから、私どもも、タクシー協会の方からさきほどお話ししましたような減免の要請が来てございますけれども、過去の長い間の経過もございまして、その辺をもうちょっと検討させていただきながら対応していきたいな、こう思っております。

北野委員

市長も同じですか。

市長

ちょっと事実経過はわかりません。

ただ、駅に行きますと、あそこは個人タクシーがすごいですね。ですから、どういうふうになっているのか、タクシー会社の車よりも個人タクシーがすごいので、どちらの方から要望が来ているのか、よく実態を聞いてみて、土木部長の言ったように、そういう経過もありますから、調べてみたいと思います。

北野委員

この問題については、市長がそういう答弁ですから、担当部は市長と相談されて検討していただきたいというこ

とを強くお願いしておきます。

築港地区の土地利用計画の変更について

次に、昨日の一般質問にかかわって、若干の点を聞いておきます。

企画部の山田参事に聞きますが、築港再開発計画の再開発地区計画ですが、この土地利用計画はこの計画の骨格をなすものだというふうに私は考えるのですけれども、山田参事の考えはいかがですか。

(企画)高橋主幹

平成5年に、さまざまなご意見を聞きながら、小樽市広域整備基本計画を策定いたしました。その内容を基に、再開発地区計画を都市計画決定してきたという状況でございます。

北野委員

いや、そんなことは聞いていないよ。

これは、時間外だよ。

再開発地区計画の土地利用計画というのは、この計画の骨格をなすというふうに私は認識するのだけれども、いかがですかと聞いたのですよ。

(企画)山田参事

この計画というのは、今、主幹が言ったように、整備基本計画というものがあって、具体的な土地利用の考え方を、その計画に基づいてゾーニングしたものが再開発地区計画と、そういう網をかけるということでございまして、基本は、やっぱり整備基本計画という考え方がベースにございます。

北野委員

これの何ページにそのゾーニングのことが書かれていますか。ゾーニングについて、これにうたわれていることがここに書かれているのか、教えてください。

(企画)高橋主幹

地区のゾーニング表ということで、90ページに、一応、小樽市の主要課題、整備計画、それから地区の整備の基本方針、そういった中でゾーニングを進めるということになってございます。

北野委員

だから、築港の土地利用計画は整備計画がベースになっているのだから、どこに書いてあるのか、それ、築港のものは。

(企画)高橋主幹

101ページのゾーニング図でございます。

北野委員

この絵ですか。

(企画)高橋主幹

そういった形の中でまずゾーニングを一つ整理いたしまして、その101ページのゾーニングの前に、るる、ハーバースンボルゾーン、海洋開発ゾーン、98ページから100ページにかけて文言で整理をして、それをゾーニングして、それを基に整備基本計画を策定したということでございます。

北野委員

建築都市部長に伺いますが、昨日の再々質問で、ゾーニングの部分を変えれば、小樽病院とか学校を建てられるというふうにお答えになりましたね。私は、市立小樽病院をそこに建てるということについては意見があるし、現地改築が基本だという考えですけれども、しかし、巷間にこういう話が出ていると聞いたら、このゾーニングの部分を変えればできるというその根拠は何ですか。

建築都市部長

昨日の答弁の中で、地区計画の土地利用のゾーニングの部分を見直しをすることによってというお話をいたしました。

仮に学校、病院等につきましてそういうお話が出た場合には、この地区が目指すまちづくりという目標、将来像につきましては、おおよそが範ちゅうに入っているかなというようなことも含めてございますので、再開発地区の土地利用の基本方針、この中で、具体的に五つほどのゾーニングをさせていただきます。その中で、例えば、今認められて建っておりますホテルとか映画館につきましては、ここのゾーニングの中に娯楽機能を中心としながらというような表現がございますことを受けて建設を可能ということにさせていただきます。

そういうような形で、新たな重要なものが出てきて、建築等が可能かどうかということにつきましては、このゾーニングの部分にそういう記載というものが読み取れるということになれば、建築基準法的にも建てられるということになっているとお答えしたわけでございます。

北野委員

そういうことを聞いているのでなくて、ゾーニングの部分を変えれば、見直しすれば、病院とか学校を建てられるとあなたはおっしゃるから、だから、その根拠を聞いているのですよ。

私がおっしゃることは、都市計画マスタープランというのは、21世紀プランだとか、その元になっている基本構想、この土地利用については、この骨格を受け継ぐのですよ。受け継ぐと書かれているのです、都市マスでは。

だから、そこで規定されたものは、地区計画においては、上位計画である21世紀プランとか、あるいは都市計画マスタープランを変更しないと変えられないのではないかというふうに疑問があるものですから、この疑問を答弁で解消してください。

建築都市部部長

都市マスタープランにつきましては、基本計画なりを受けて、都市マスタープランを策定させていただきます。総合計画におきましては、築港地区につきましては、総合的な都市機能を取り入れたまちづくりというようなことで、ウォーターフロントを生かしながら新しいまちづくりを進めるという記述がございます。それを受けながら、都市マスにおきましては、親水空間と調和した文化、交流、生活サービス機能などの充実した魅力ある空間という形で都市マスタープランにのせてさせていただきます。この基本計画なり都市マスタープランの将来像といいますが、考え方に即しているものであれば建設可能ということで考えてさせていただきます。

北野委員

市長に伺いますけれども、私たちが議員でないときですから、この築港再開発の整備計画に基づいて事業が進められたと。しかし、あそこは、知ってのとおり用途地域は工業地域ですから、ホテルだとか商業施設を建てられないというので、今、名称は地区計画に変わりましたが、再開発地区計画というのをのせて、これの範囲でもって工業地域であってもいろいろな施設が可能ですということで、これは大分議論になったのですね。

だから、そのところは、現行の地区計画、あるいは、もちろん用途地域、この下では建てられないのですよ。だから、地区計画を変えれば建てられるというふうに市長はおっしゃいました。しかし、あれだけ議論があって、再開発地区計画についても異論はあったのだけれども、こういうことは最小限できますということをやったわけでしょう。しかし、その中に、ゾーニングの部分だけ変えればいくらでも拡大解釈できるということは、当時、どこかで関係者に説明していましたか。

（企画）山田参事

まず、北野委員がおっしゃったように、この土地利用についてはかなり議論をしてきていまして、基本的には、臨港地区の中の工業地域の中に築港地区再開発、そういう基本計画にうたっている都市づくりとしての機能をどう入れるかという部分では、基本的な部分では、臨港地区を外して商業用途に変えとか、住居用途に変えとかというのはあるのですが、いろいろな手法はあるのですけれども、いわゆる時の運建協議という協議の中で、臨港地

区を外さない中で、どのようにこういった機能を導入できるのかと、こういうやりとりを国としてきているわけです。

面的整備は、区画整理事業という、こういう建設省補助事業を入れるということで整理し、土地利用については、基本的な用途を変えないで、こういった商業系、並びに、商業系の中でも部長が今言ったようなホテルから劇場等は導入できる、一つの現状の方法の中でやれるものとしてはどういうものがあるかとなると、再開発地区計画というものを、あの大きな土地の中にかけることによって、いわゆる現行の工業用途以外のものの土地利用ができるような形にしていこうと、こういう一つの整理なのです。その中で、さきほど何ページかというお話をしましたけれども、そういった機能を包括的にしたときに、具体的に割りつけていったのが中高層の住宅用地、それから、商業アミューズメント地区だとか、多目的交流とか、こういう形で再開発地区計画の中のゾーニングとしては、大きく言うと五つのブロックに分けて、どういう機能を入れていくかということを経営の担保としてしていったと。

これが、やっぱり、その時々々の経済状況の中で、ゾーンそのものの土地利用が進んでいかないと、それから、小樽市のまちづくりとしての方向性を変えていく中で、そういう土地利用の変更があるということになると、それは、その当時、そういうことは可能とか可能でないとかという議論はなかったと。した記憶はありませんけれども、基本的に、決めてこのかた10年くらいたって、今、日本の経済状態がこういう状況の中で再開発を進めるということになったときに、市民要望等々も含めて土地利用を変更するということになれば、法的には、再開発地区計画の方針というものを皆さんのご議論の中で変えるという中、それから、現行の文面の読み取りの中で可能であれば、それは地区計画という一つの網の中で建物を建てていく、こういうことは可能ですから、そういう意味のことを建築都市部の方で基本的な考え方として申し上げていることだというふうに思います。昔の議論としてはそこから出発をしていると。

最前より北野議員がおっしゃっているように、基本的には用途をどんどん変えるとか、臨港を外すとか、そういう議論というのは、本筋はそこにあるのかもしれませんが、そういう運建協議の中の最終的な落ちつきどころが、今言った制度導入ということで処理したのだということだけのご理解いただきたいと思います。

北野委員

再開発地区計画が、今は地区計画に一本化されたというふうに伺っているのですけれども、その法律の何条で、いわゆるゾーニングを変えればできるということを理解するのですか。それから、恐らく、山田参事が言ったのは、再開発地区計画の目標の文言で、病院だとか大学が読み込めれば変えられるという趣旨の答弁だと思うのです。だから、法に照らしてちょっと説明してください。ここで、こういう法になっているからできるのですよと。

(建都)都市計画課長

ただいまのご質問でございますけれども、都市計画法第21条の2、これは一般論ということで都市計画の変更について書かれてございます。ですから、何のゾーンではございませんけれども、定められた都市計画につきましては、例えば都市計画を必要とすることが生じたときは、遅滞なく都道府県、市町村は変更しなければならないというのがございまして、今言ったゾーニングだからとかではないですけれども、都市計画については、法律上、すべて変更できる規定がございます。

北野委員

そうしますと、あれだけ議論があって、こういうのは最小限建てられるのだということで説明されたのですね、住民にも、既存商店街にも。そのときは、病院などという話はもう全然なかったわけですから、皆さん方は、最小限の中にあるものだと、商業施設だとか、ホテルだとか、娯楽施設だとか、そういうものは建てられるのだと。だから、病院だとか大学だとか、そういうことは全然説明もないし、頭にもないのですよ。それが、ここに来て、そういう話の中でゾーニングだけ変えればできるのですよといとも簡単に言うというのは、経過に照らして、市の態度というのは余りにもひょう変し過ぎるのではないかというふうに思うのです。

それで、伺いますけれども、再開発地区計画の土地利用の基本方針、これは4ページ物の骨格をなすものですが、この中のどこを変えれば病院が建てられるのか。1から5まである、そこのところのどこかを変えて、医療とか病院とかと書けば、都市計画の変更をすれば、いくらでも建てられるようになるという理解なのですか。

（建都）都市計画課長

今のご質問の件でございますけれども、土地利用の基本方針の中には、1から5、確かに五つの地区がございます。その地区は、議員のお手元にあります、最後から2枚目のページでございますように、ある地区を示したものでございまして、この区域の中で書いてあります、例えば1番の商業・レクリエーション地区、これは今ビブレ棟が建っている地区でございますけれども、この中に書いてありますのは、例えば商業、娯楽、宿泊機能と書いてございます。ですから、この中では大学は読み取れません。ですから、こういうところに、例えば文教機能であるとか、病院であれば医療機能、そのほかになるかもわかりませんが、そのような言葉を入れることが可能であれば、これは都市計画ですので、あくまで都市計画審議会等々のご意見を踏まえて決める形になりますので、市単独で決めるわけではなくて、都市計画の決定手続を踏まえた中で、今言っているような例えば文教とか医療というような機能を入れることが適当であるというふうにお認めいただけるのであれば、変更は可能だというふうに考えております。

北野委員

この問題の最後ですけれども、都市計画マスタープランは、上位計画は基本構想や21世紀プランです。それが、都市計画マスタープランが中間にあって、その下に地区計画があるということになるわけです。そうすると、上位計画を変えないで地区計画の変更ということは可能なのですか。

（建都）都市計画課長

ただいまのご質問についてでございますけれども、例えば都市計画マスタープランにつきましても、現在のご指摘につきましては、文化、交流、生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持・創出を図りますというふうに書いてございます。その言葉の中で読み取れる範囲であるかどうかということが問題だと思ひまして、なおかつ、地区計画の現在の目標におきましても同様に、広域的な文化、交流、生活サービス機能という言葉が入ってございます。この間の整合性がとれるのであれば、例えば都市計画マスタープランを変更せずとも計画の方の変更はじゅうぶん可能であるというふうに考えてございます。

北野委員

今の意見については、私も疑義がありますから、この議論はこの程度にしておきます。

いずれにしても、一番大事なものは、法律の解釈でなくて、対住民との関係で、小樽の都市機能のかなりの部分が築港に集中するというところについていろいろな意見があったわけですから、そのときに、これだけです、これだけですとあなた方は逃げたのですよ。そこへ、今度、また大学だとか病院だとか、こういう大きな機能を併設するということになったら、住民をだましたことになる。こういうことは、法律にはないけれども、あなた方の責任がかかっているということだけは指摘しておきます。

消火栓について

次に、消防の消火栓についての資料を出されたのですが、この資料について説明してください。

消防署長

資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

左側にあります消防の各出張所、これは9か所ございますが、各所属名でございます。

次に、消火栓の管理数でございますが、各所属のいわゆる管轄の設置数、管理数、こういうことでございます。

次に、右の欄の方の冬期間に埋まるおそれのある管ということでございますが、これにつきましては、2月28日現在の数でございます。この数につきましては、雪解けなどが進みますと変わってくるかと思ひます。管轄ごとの

管理数に対しまして、屋根からの落雪あるいは、狭い場所に消火栓がありまして吹雪などで埋まってしまう、そんなようなことで埋まるおそれのある消火栓の数、こういうことでございます。

以上でございます。

北野委員

冬期間、埋まるおそれのある数ということなのですが、私が資料要求したのは、実際に職員が回って除雪をして、そして、常時使えるようになっているというもけっこうあるのです。しかし、手が回らなくて埋まったままというのがあつたわけですね。その数を出せと、示していただきたいと言つたら、この数が出されてきて一般質問で議論になったのです。

しかし、昨日の答弁で、除雪によって消火栓が埋まることはないということにははっきりしたわけですね。そうすると、あとは、民家の屋根から雪が落ちて埋まるというのは何か所あるのですか。大半は、手が足りなくて除雪し切れないと、山の上だとか、そういうところが圧倒的ではないですか。

消防署長

消防といたしましては、降雪の状況にもよりますけれども、最低、消防のホースがつながるようにするわけですね。例えばでございますけれども、長橋地区であれば、幸3丁目だとか塩谷街道、あるいは富岡町だとか、比較的細い道路沿いの住宅地がございまして、そんなような場所、あるいは、花園地区でありますと、商業高校の下の住宅沿いの雪投げ場所が余りない場所とか、そのような各所属において我々1,600本ほどの消火栓を除雪しておりますけれども、そういった場所を埋まるおそれがある場所ということで、消防では注意しながらより除雪を充実させている、こういうことでございます。

北野委員

時間がなくなりましたからこれで終わりますけれども、現在、落雪によって常時埋まっているなどというところはほとんどないのですよ。だから、結局、一生懸命やるけれども、この所管の管理数全部を除雪して、常時、いざというときに消防隊員が消火栓の前に行つたら雪でもって使えないということのないようにすることが理想ですけれども、そこまで追いついていないというのが現状なのです。

こういう消火栓の維持管理について、今でも冬期間は問題があるのに、適正配置計画で人員を削減するということになったらいったいどういうことになるのか。

さらに、この悪条件が増すことになるのですよ。そういうことも全然考慮しないで、人さえ減らせばいいというようなことは、私は納得できませんから、この議論は次回以降に譲ることにいたしまして、指摘だけしておきます。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

見楚谷委員

組織・機構について

代表質問で何点が質問させていただきましたので、そのうちから、本日は、組織・機構と築港問題について若干お伺いします。

まず、組織・機構に関しまして、市長は、大胆なる組織・機構の見直しを答弁されていまして、大胆な見直しというような漠とした言い方をされておりましたので、その大胆な見直しとは何ぞやということで、まずお聞きをいたしたいと思つた。

総務部長

答弁でもお話ししましたとおり、部の再編を含めてという形が一つございまして、これは、昭和59年以降、大きな組織・機構の再編というのはございませんので、やはり、現状なり、これからの行政需要に対応する、そういう

部の再編というものを大きく掲げ、そして、もちろん、当然、体制自体というものも見直していきたい、このように考えております。

見楚谷委員

このような組織・機構の見直しは、今、各自治体で行われております。そのような状況の中で、特徴的というのですか、要するに、切ったり張ったりするわけですけれども、そういう特徴的な各自治体の取組があれば、もし把握されていれば、ちょっとここでお知らせ願いたいと思うのですが、いかがですか。

(総務)田中主幹

組織・機構の見直しに当たりまして、事務レベル的には、類似団体といいますか、人口等が類似している団体等の組織の資料といいますか、もっているものもございませう。ただし、それぞれの自治体におきましては、それぞれの歴史的な経過もございませうし、地域の特性もありますので、今まで見ているうちでは、特に第1次産業とか、そういう産業経済部門についてそれぞれの自治体でけっこう違いがあると思います。

例えば道外では、小樽市というなら経済部という形で独立した部を持っていないところも多数ございませうし、あとは、逆に第1次産業が盛んなところでは、同じような人口でも農林部というような形で独立しているところもございませう。また、そういう部分でかなり各自治体で違う部分はあるとは思いますが。

また、今までも議会等で質問等がございましたけれども、教育関係で教育部門を学校教育に特化させているところもあるようございませうし、また逆に、青少年等も含めた部分を教育の方でまとめてやっているとか、それぞれ、さまざまなおところがあると思います。

ただ、小樽市は、逆に言えば、海あり山あり港湾ありで、非常に行政の守備範囲が広いということは、逆の意味で小樽市が抱えているといいますが、特徴になるのではないかなと思います。

見楚谷委員

確かに、今言われたように、小樽市の場合は、海があり山があり畑がありというような状況なものですから、大変、厳しい環境の中で見直しをしていかなければならないというのは私たちも当然わかっておりますけれども、今の非常に厳しい行財政の中でトッピングをされていくわけですので、それこそ大なたを振るうというのは言い過ぎかもしれませんが、積極的なそういう組織の見直しをしながら改革を進めていってほしいということがあります。

それと、先日、これは民間委託の方の関係なのですが、群馬県の太田市で、その状況が新聞報道されました。その新聞報道を見られたと思うのですが、この感想について、もしあればお聞かせいただきたい。

(総務)田中主幹

先日、新聞報道もされておりましたけれども、群馬県の太田市は、人口は15万構成ということで、人口では小樽市と類似しております。その部分につきましては、太田行政サポーターというNPO団体、そういうところに、市庁舎の総合案内や市政情報の内容、あとは記念館の管理業務の一部ですとか、図書館につきましても受付業務等をNPOの団体に委託しているということです。小樽市も、新年度からは、NPO法人であります小樽体育協会に体育館の全面管理委託をしますけれども、今、市民と行政の役割分担ですとか、市民との協働ですとか、市民の行政への参加ですとか、広い意味で言えばワークシェアリング的なものもございませうので、今後はこういうものも検討に値するものがあると思いますので、もう少し調査というか、調べていきたいと思っております。以上です。

見楚谷委員

確かに、これが全部、小樽市に当てはまるかということ、なかなか難しいとは思いますが。

しかし、この清水市長という人は、非常に大胆な言い方をしているのですね。職員の3分の1は要らないと。こういうサポーターたちでもって賄えると、これは小樽市としてはまるっきり当てはまらない部分かなというふうに思いますが、やはり、そういう意識の改革、そういうものをしていながら、市民が市役所の中に入り込み

ながら、市民と一緒に行政が進むというのは理想でないかなと私は思うのです。

そのような状況の中で、この新聞報道はちょっとおもしろいなということで披露した部分ではありますが、とにかく財政改革、行政改革は大変難しいと思います。しかし、やはり市民が要求している部分も相当あると思います。市民サービスの低下がないようなそういう組織・機構の改革、これは大いに進めていただきたいというふうにご要望をさせていただきます。

観光問題について

次に、観光問題です。

まず、広域観光という観点の中で何点が質問をさせていただきました。小樽市を含めて、後志20市町村が連携をしながら観光振興について行っているわけですが、まず、後志の観光キャンペーンという答弁がございましたので、後志の観光キャンペーンについて、これまで取り組んでこられた経緯、内容、実態、それについてちょっとお聞かせをしていただきたい。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

後志観光キャンペーンの経緯、内容についてでありますけれども、これまで後志として観光キャンペーンに取り組んできて、実は過去10年間しか入手できなかったのですが、毎年、東京を中心に観光PR活動を展開しております。観光客の誘致に努めてきているところであります。また、道内の観光客の状況としては、キャンペーンなどにも参加しております。

内容につきましては、後志各市町村の観光宣伝はもとよりですけれども、後志の各地域の特産品の紹介だとかイベントの紹介、それらを行って後志の魅力の発信と後志という地名の周知を行っているところであります。

見楚谷委員

それと、平成12年からですが、国土交通省のモデル指定を受けていると思うのです。この体験型観光交流空間モデル事業ですけれども、市長のご答弁の中では、基本構想が示されて、後志管内が一体となって事業推進体制づくりを進めておりますというようなことでした。この基本構想についての内容を具体的にお知らせいただきたい。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

基本構想の内容についてでありますけれども、滞在型観光交流空間づくり事業の基本構想の内容についてでございます。平成10年3月にまとめられました基本構想では、後志の観光の持つ特性から後志観光に期待される役割をまとめ上げて、その課題を洗い出した上で、後志が取り組むべき重点事業というのを七つ示しております。

七つ全部申し上げますけれども、一つは、後志フィルム・ツーリズム推進事業、これはフィルムコミッションに関連してということです。二つ目は、後志地域観光ルート推進事業、広域観光を推進しなさいということです。三つ目は、後志観光Iセンターネットワーク事業、これは情報発信の基地として、それぞれの市町村に観光案内所を設置してはどうかということです。四つ目は、後志サインシステム推進事業で、どこから来た観光客も見やすい、わかりやすいサインシステムを統一感を持たせるということです。五つ目は、新リゾート交通システム推進事業として、観光リゾート地における交通システムの研究をした方がいいということでございます。六つ目は、後志グリーンツーリズム推進事業として、漁村とか農村との連携によって新しい観光を発掘したらどうか。七つ目は、美しい後志推進事業として、道路とか沿道というか、できるだけ観光地の中が汚れないようなシステムづくりを考えてはどうかと、この七つでございます。

見楚谷委員

今、一つの中に、観光ルートの発掘みたいなことも出ておりました。市長も、当然、ご答弁の中で、農業体験や海洋観光などの地域資源を活用した体験型観光ルートは新しいルートとなると思っているというようなこともあります。この新しい観光ルートの発掘という点においては、私は、小樽には本当にこれから必要なことだなと思っている一人です。

そこで、今、市長がお考えの小樽と後志の新たな観光ルートづくりとしての施策があれば、ちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

小樽と後志における新たな観光ルートづくりの施策ということでございますけれども、まず初めに、小樽の新たな観光ルートづくりの取組につきましては、現在も進めておりまして、この3月末に一定の成果として雑誌を発行することになっております「来ぶらり百選」として、今までにないルート、いわゆる定番のルートでない観光ルートを100本、観光客の方に提案しようということで作業を進めてまいりました。実際には、3月31日の納品ということで、現在最終チェックに入っているところであります。

また、後志での新たな観光ルートづくりの施策につきましては、農業体験とか海洋観光というものとの連携による観光ルートづくりについて、後志の20町村の観光の担当者会議の中では議論は重ねられているのですが、具体的な動きにはまだなっておりません。

また、これまで後志の中に既にあります観光ルートとして、ニセコ山系を中心としたミュージアムロードというのがございます。そのミュージアムロードに小樽市もいよいよ参画をするということで、これも新たな観光ルートであるというふうに考えておりますので、これにつきましては、これから具体的な作業等について準備に取りかかるところであります。

さらに、さきほど申し上げました重点項目の中でも挙げておりますが、後志のフィルム・ツーリズム事業として、小樽ではフィルム・コミッションを3月18に設立するわけですが、小樽が中心となって後志の魅力あるロケ地資源を結びつけて新たな観光ルートとしてはどうかということで、これもこれから検討してまいりたいというふうに考えています。

見楚谷委員

これから、広域観光というのは、小樽市にとりましても、後志各市町村にとりましても非常に大きな事業、産業になっていくのかなというふうに思っております。

そこで、小樽市が後志管内のリーダー役という形の中で観光振興の牽引役をこれから果たしていかなければならないというふうに私は思っておりますし、市長もそうお考えのようでありますので、市として、今後の広域観光の推進方策として、何か構想的なものをお持ちであればお知らせをしていただきたいと思います。

（経済）観光振興室企画宣伝課長

小樽が後志の広域観光の牽引役としてということでございますけれども、基本になりますのは、さきほど委員におっしゃっていただきました体験型観光交流空間づくり基本構想だと思っております。これに示されました基本方向に沿って、重点事業を確実に推進することが最も大切だというふうに考えております。

ただ、小樽市としては、その構想が上がる以前から着手しております後志の北の玄関口であるという認識の下に、私ども小樽市の運河プラザにおいて、後志観光の情報を収集、発信する後志総合情報発信地としての役割を果たしてきておりますし、さらに、これにつきましては、パソコンを常備させていただいて、インターネットによる観光客への情報発信も始めたところであります。こういう情報環境を軸にした後志観光の推進と言いましょか、そういうことにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、ITを活用した情報発信システムという部分につきましては、平成14年度、今年度、国土交通省の社会実験として、今、小樽開建と一緒にやらせていただいておりますけれども、広域ドライブ観光に関する総合的案内システム実験というものを進めております。小樽市と、それから後志観光連盟とが一緒になってやっている事業でございますが、これをさらに、平成15年度以降につきましては、社会実験というものをグレードアップさせて、ITシステムを連動した一つの観光案内所システム、さっき言いましたけれども、Iセンターというものの構想を何とか実現に向けてまいりたいというふうに考えております。

見楚谷委員

次に、小樽市内の観光について何点が質問をさせていただきましたので、ここでもちょっと質問をさせていただきます。

まず、国内の金沢市なり横浜市という有名な観光地に行きますと、観光の道しるべ的な案内表記がまちに出ております。これは、特に金沢などでは、昔的な武家屋敷ですとか、古い、見ているだけでも楽しくなるようなそういう道しるべがあるわけです。また、それが大変わかりやすい案内板という形で役割を果たしております。小樽でも観光案内板は要所、要所にあるわけでありますけれども、全体で観光案内板がどの程度あるのか、表記、要するに書かれている内容はどのような内容のものか、私も全部は把握しておりませんので、その部分についてちょっとお知らせをしていただきたいなと思います。

（経済）観光振興室観光事業課長

ご質問の案内表記でございますが、私どもの所管しております案内表記は、大きく分けまして、観光案内板というものと観光誘導標識という2種類がございます。

前段の観光案内板は、市内に9か所設置してございます。この内容は、ごらんになったことがあるかと思いますが、案内板に大きく市内の概略図を表示いたしまして、主な観光施設の名称、それと、その施設の所在を表記してございます。

また、観光誘導標識でございますが、これは市内の中心部に51基設置をしております。内容といたしましては、設置場所の近辺の重立った観光施設までの距離と方向を明示してございます。また、その近辺の地図も掲示しております。それに加えて、表示をしておりますそれぞれの施設名の英語表記、またロシア語表記、そういったものも加えております。観光誘導標識の中の中央通に設置しております2基につきましては、ただいま申し上げました英語、ロシア語表記のほかに、ハングル語と中国語表記ということで、外国語では4か国語の表記をして外国人観光客に利用いただくというスタイルをとっております。

見楚谷委員

確かに、市内に入って、観光客は、自分たちが行きたい場所、それから行きたいコースというのは、地図上で見ながら歩くわけですが、やはり道路上なり壁面のそういう道路表記はもう少し点在した方が、初めて来られるわけですから、もっと観光の誘導というのですか、そういうものにももう少し力を入れた方がいいのではないのかなというふうにちょっと思ったものですから、今お尋ねをしたのです。例えば、さっきもちょっと言いましたように、金沢なり、横浜などは相当に観光ルートがありますので、道路上にも矢印などがついてあります。そんなような状況の中で、小樽市の観光施設をもう少し充実させ、また、見ていただくというふうな形の中では、もう少し充実させた方がいいのではないかという気が私はするのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

（経済）観光振興室観光事業課長

現在、小樽には、年間通じて800万から900万の観光客の方が来るということで、そういう方々のための案内標識というものを充実させていくというのは、これからも必要な事業だというふうには受け止めております。

その中で、現在の三角柱の観光誘導標識は、これを今後とも設置を続けるかどうかというのは、市民なり観光団体の関係者、あるいは観光客というところからご意見をいただいて、どういう形にした場合に見やすく、どういう内容であればわかりやすいのかといったこともご意見をいただくとともに、委員からご指摘がございましたいわゆる観光先進地の案内標識の事例等も逐次参考にさせていただきながら、こういったデザイン、こういった形態が望ましいのかということも今後の研究課題にさせていただきたいと考えています。

見楚谷委員

小樽市は、観光都市として知名度が相当上がってきておりますし、日本国内、又は世界の方々が小樽を訪れているわけでありますけれども、観光都市としての質を保っていくには、市民の観光に対する意識、この高まりがやっ

ぱり必要ではないかなというふうに思うのです。これは、もう当然な話でありますけれども、例えば、今は冬季ですから、冬の小樽のことを考えて見ますと、観光客の通る通りに面して観光をなりわいとしている業者の方々が、やはり自分たちの商売に絡むわけですから、積極的に率先をして観光客が歩きやすいような環境を整えると。道路の整備をするなり、除雪をするなり、やはりそういうものやっつけていかないと、観光客というのは、1回、これはおかしいな、これはだめだなと思うともう絶対に来ませんので、そういうようなことをなくするためにも、やはり業者の皆さん方も大きな協力が必要ではないかなというふうには思っております。

そこで、お伺いしますけれども、市として、市民の観光意識の高揚を図る取組、当然、現在行っている事業があると思うのですけれども、それについてちょっとお答えをしていただいて、今後の展開についても何かお考えがあればお知らせをいただきたいというふうには思います。

(経済)観光振興室観光事業課長

市としてのということで、市民の観光意識の高揚にかかわる事業というご質問でございましたが、市としてはという意味では、これは平成13年度6月から実施をしております出前講座というものがございまして、これまで市内各所に出かけていきまして行った講座数は11件でございます。こういった中でも、観光意識の向上を市民の方々に訴えています。

また、市としてというだけではなくて、観光関係団体も含めてということで行っている事業といたしましては、12の団体が集まりまして、これは、昨年初めて行った事業ではありますが、おもてなしの心キャンペーンキャラバン隊というものを組織いたしまして、4月25日には、昨年でございますけれども、委員もご指摘ございました観光客の方をお客様としてお相手をされておられる業者の方に、観光客に対してのおもてなしの心をより一層推進していただきたいという働きかけをこのキャラバン隊で行いました。また、6月8日におきましては、これは、市長をはじめ、観光関係団体の重立った方々も列席いただいて行った事業ではありますが、都通り商店街のふれあいプラザ前で、おもてなしの心の普及のためのキャンペーンを行ったところでございます。

また、市と連携してという関係は、12年度から行っております後志観光連盟と小樽観光協会が共催して行っております観光ホスピタリティ研修会、これは、昨年の実績では156名の参加を見て、開催されたということでございます。

いずれにいたしましても、こういったこれまでの事業を、今後もまた継続して、市民におもてなしの心、ホスピタリティの推進ということで訴えをしてまいりたいと思っております。

見楚谷委員

いろいろ事業をされているわけですが、なかなか市民の方にはそこまで浸透していないという現状ではないかなというふうに思うのです。要するに、来る者は拒まない、けれども、去る者も追わないというような状況の中では、やはり、観光都市小樽としてこれから衰退をしていくのが目に見えているのかなというふうに思うわけがあります。そういう面では、市民の皆さん方に、観光でなりわいを立てている皆さん方だけではなくて、やはり観光の先進地に行きますと、それこそ隣のおばさんでも、「どこから来たの」とか、「どうだい」という話が必ずあるわけです。小樽はなかなかそこまで行かない。それが、やはり、これからの観光のブームを今までどおり続けていく一つの大きな要素になるのかなというふうには私は思っているのです。

ですから、そういう面では、行政の方から見る観光というより、やっぱり市民サイドから、皆さん方が小樽に来てくれる、そういう観光地にしていかなければ、なかなか観光というのは難しいだろうと。特に、これから広域観光という大きな問題が出てくるわけですから、そういう面では20市町村が手を取り合いながら、後志全体の観光というものを、もっともっと大きな目で見えていかなければ、なかなか難しいのかなというふうには私は思っているのです。

そこで、最後ですけれども、現在の運河周辺、小樽駅などの主なスポットに、観光ボランティアというのですが、

要するに、観光客に対して道案内なりアドバイスなりのボランティア活動をされている方がいるわけです。見ますと、どちらかという高齢者が比較的多いのかなというふうにも見受けるのですが、やはり、若い人がもっとそういう面では積極的に、そういう観光ボランティアとして、若い人たちが中に入り込んでくれないと、参加をしてくれないと、今現在、されている皆さんもいつまで続けられるのかなというような話もちょっとお伺いします。そこで、そういう育成と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、若い人たちの層にも拡大をしていながら、小樽市の観光というものに関して、もう一回、新たな観点の中で小樽観光を見詰め直し、そして、おもてなしの心、そういうものを広げていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室観光事業課長

委員のご指摘のとおり、これからの観光資源ということで考えますと、やはり、今は物よりも心という時代でもありますので、観光地における地元の方の受け入れ、あるいは接し方、そういったものが新たな観光資源になってくるというふうに思っております。その点で、これからの小樽観光を担っていく若い世代の方が、今現在の小樽観光にどういうふうにかかわっていくかということも大事な課題になってくるかというふうに考えております。

その点では、観光ガイド養成講座というものをこの3年ほど実施をしております、講座に参加する定員数は毎年30名と限られておりますので、それほど広範にというわけには行きませんが、講座という形だけではなくて、例えば、先日、2月に開催されました小樽雪あかりの路のイベントの中でも、若い方の参加が見られました。商大生もそうですが、そういう学生、それから高校生という若い層からのボランティア参加が見られまして、これは年齢層での分け方ではございませんが、市内一般の市民の方からのボランティアは10日間で延べ384名になっております。そういった観光ボランティアという面で、市民の方が参加いただけるのも、これからのことを考えますと明るい兆しではあるのかなというふうにも思います。

いずれにしても、こういう若い方が積極的に参加できるイベント、あるいは講座といった機会を増やす中で、時間はかかるかと思いますが、地道に続けてまいりたいと思っております。

見楚谷委員

そうですね。特に、代表質問の中でもちょっと触れましたけれども、雪あかりの路に関しましては、小樽市全体で少しずつ盛り上がりが出てきているのかなというふうに私も思っています。特に、今回、私ども南樽地区でも、商工会館の跡を会場にお借りしまして初めてやらせていただいたのですけれども、今回、双葉の子どもたちが20人以上お手伝いという形の中で、本当に皆さん方に率先して出てきてもらったというようなこともあります。やはり、これから観光都市小樽を目指して、もっともっと広げていきたいというふうに思っておりますので、若い人たちをいかに取り込みながら観光事業に結びつけていくか、そういうことを大いをお願いをしながら、私の質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございます。

佐々木(政)委員

実は、今議会で引退をさせていただくことになるわけでございますが、この議会在私にとりまして最後の仕事ということになるわけでございます。若干、そんなことを含めて、何点かお伺いをさせていただきます。

銭函新通線の雨水きょについて

まず最初に、土木部にお伺いをさせていただきますが、今、銭函は、和宇尻中央通線と新通線と両面から事業をやっているわけでございますけれども、新通線の関連につきまして若干お尋ねとご要望を申し上げたいと思います。

今、新通線につきましては、既に路線の決定をしております、整備をいただいているわけですが、その北側、いわゆる銭函1丁目の20番から21番、22番、この一帯にかけては雨水処理ができない、こういうよう

なことでございまして、今、市側としては、雨水きよの事業計画に基づきまして、今年度が初年度ということで計画を立てていただいているわけでありまして。この辺の年次計画というふうになれば、何年までにこの雨水管の建設が終了するのか、まず、その点からお伺いさせていただきます。

委員長

ちょっと通告がなかったのですけれども。

佐々木（政）委員

通告しておりません。

土木部次長

今の雨水きよの計画でございますけれども、基本的には、そういった銭函新通線との関係がございますけれども、できれば16年度を目途に何とか整備をしたい、そんなふうには考えております。

佐々木（政）委員

私が今申し上げているのは、今回の新年度は15年度ですが、16年度という、何か、そう長い時間ではない、整備してもらおうということになるとしたら。私が申し上げているのは、年次計画で、全体的にどの程度の年度で雨水管の整備が完了されるのか、こういうことを聞いているわけです。

単年度でやっていただくというのは、地元として一番の願望です。けれども、予算の関係がございますから、そういうような状況にならないと思うのです。

まだ、計画がそこまでできていないのであれば、行っていないでけっこうです。

土木部次長

今申しましたのは、私どもが和宇尻中央通線と銭函新通線の整備の中で、路面排水等も含めた計画でございまして、今、議員がおっしゃるような銭函の地区も含めました全体計画ということになりますと、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、調べて後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

佐々木（政）委員

ちょっと理解できないのですが、既に、雨水管を入れるべく用地関係は手当ても終了されているのではないのでしょうか。それは、雨水管の計画に基づいて用地の取得をされたのではないかなと思うのですが、そのあたりは違うのですか。

土木部次長

さきほど私が申し上げたのは、銭函新通から、雨水きよで、路面水を含めた、さきほど委員がおっしゃった地区の部分を含めた雨水きよの整備年度をお知らせしたつもりでございます。それ以外の銭函地区全体ということになりますと、さきほど申したとおり、資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご答弁させていただきたいと思っております。

銭函新通に関する雨水きよは、さきほども言いましたが、16年度で何とか整備をしたい、そのように考えてございます。

水道局長

大変申しわけないのですが、質問通告がなかったものですから詳しい資料を持ってきていないのですが、銭函の雨水きよについては、今、下水道の方で変更計画を出しまして全体の計画を持っています。各年度ごとの関係については、ちょっと資料を持ってございませんので、後ほど文書でお知らせいたします。よろしく願いいたします。

佐々木（政）委員

わかりました。

それで、ちょっとご要望を申し上げたいのは、今度は、今申し上げているのは北側の方の整備、そして、新通線を挟んで、今度、今これからご要望申し上げますのは、西側の方、わかりやすく申し上げますと、銭函1丁目の17番、

18番、この区域なのです。この区域は、ちょっとお聞きしました日程においては、今はまだ計画は立っておりませんが、先ず先行するのは、前段に申し上げました雨水管の整備ができてからだと、こういうようにお聞きをしているのであります。そうなりますと、また相当先の問題になりますので、今申し上げます西側、16、17、この辺の付近の道路整備、いまだ側溝も入れられない、流末の関係等々がございますので、新通線の整備と相まって、これは手をかけられる状況にあるのではないかと。もちろん計画を変更するわけですが、このあたりは切り離して、何か道路整備を行う、側溝整備を行う、こういうような考え方は計画をしていけると思うのですけれども、そのあたりは所管としての考え方はどうでしょうか。

(土木) 土木事業所長

今、委員の方から切り離してというお話もございましたけれども、道路整備に当たりましては、やはり、雨水の排水というのは非常に重要な問題でありますし、整備をしますと、今まで浸透していたものも、どうしても流出傾向も上がるような状況にもなります。そういうことも含めて、今の銭函新通の雨水管の整備、これが流末になりますので、当然、進ちょく状況を見て、やはり面的に整備をしていかなければならない地域かなということとらえてございます。部分的には先行的にできる部分もございませぬけれども、あの一帯は、新通の雨水きよ整備を先ず先行した形で、その後、随時、管理道路なり、市道認定された部分から手をかけていかなければならない、こんなふうに考えております。

佐々木(政)委員

今、所長の方からお話がございましたように、私がお願い申し上げておりますのは、これも単年度では難しいということでございますので、これは、年次計画に基づきまして、今現在、それぞれ全市的に行っている臨時市道整備だとかいろいろな事業の点がございませぬから、そういうような事業に合わせて整備をしていただきたい。

この部分には、既に大分以前になりますけれども、実は道路用地は民間の方で所有している一部分がございませぬ。そして、その時点にも、道路幅員はじゅうぶんにあるのでありますけれども、所有者の問題等がございませぬ、地元の関係者、住民の皆さんで出し合って道路用地の取得をしたという経緯があつて、それを市の方に移して、現在認定をされている部分もあるわけでございます。

ですから、そういうように、やはり地元住民としても、大変、財政的な面も考えまして、地元の皆さん方が負担をし合って道路整備の前提になる所有権の移転を行った、市の方にそういうものを差し上げた、こういうふうな状況にあります。そういう面もその路線の中にも含まれておりますので、私は、できるだけ早目に年次計画に基づいて整備をしていただきたい、こうお願い申し上げます。

考え方としては、いつからどうしろという意味ではございませぬけれども、所管の方としては、今お話がありました、もう一度、前向きにこの区域については何とか考えていこうと、こういうような姿勢が出されるのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

土木部長

具体の場所については、今お話ししておりませぬけれども、今お話しのように、市長の方からちょっと答弁させていただきましたように、やはり幹線道路、すなわち銭函新通線を整備することによりまして、地域の排水等が接続可能、又は、今お話しがありましたように寄附をいただいている道路、こういったものが当然そういう道路の認定を条件にいただいているということであれば、地域の住宅の張りつき状況といったものもあるかと思ひますけれども、その辺をこれからじゅうぶんに検討した中で、優先的にやっていくのも方法としてはございませぬ。

ただ、私も臨時市道でやっているところは、やはり、どうしても必要と。現在、住宅等がありまして困窮している場所を優先的にやってございませぬので、その辺の絡みもございませぬので、その辺は調べさせていただいた中で、年次計画を立てて整備していきたいなと、こう思っておりますので、ご理解していただきたいと思ひます。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

市職員の身分証明書の取扱いについて

資料をいただいておりますので、初めに市職員の身分証明についてお尋ねいたします。

まず、いただいた資料を見まして、42件41種類があるということに驚いているわけですが、この身分証明書を発行する目的とはどういうことだったのか。まず、総務から、ここに載っております10の部局がございまして、それぞれお聞かせください。

（総務）職員課長

身分証明書につきましては、市の職員としての身分を明らかにするということで、常時携帯するということが公務員意識を持つ。また、一般的なことでも、立入調査等の業務の中で身分を明らかにするということか、こういう身分であるということも明らかにするということでございます。

大島委員

今、常時携帯をしない、身分を明らかにするものである。これは、言われなくてもそのとおりだと思っております。しかし、常時携帯をしない、携帯しないということは、これは本当に守られているのかどうか、これは、私は非常に疑問に思っております。

また、身分証明というのは、1回発行すると、退職するまでのものと、ここに書かれておりますように、部、課が変わればそれぞれその任を終えるものがございまして、この回収、例えば人事異動などでその役目から離れた場合には確実に回収をしているのかどうか。その点についてお聞かせください。

（総務）職員課長

一般的な身分証明書につきましては、採用の時点で作成をして、紛失あるいはき損があった場合には再交付、今の規則の中では、これを更新をする規則にはなっておりません。それ以外の、立入関係、いわゆる法例等の権限で立ち入る身分証明書については、それぞれの所管の中で異動等の後に回収して処分しているということです。

大島委員

今、一般的には更新をしないということでございますね。役所に入るのが10代の終わりか、20代か、退職するまで更新がない。しかも、写真つきですね。

実は、ある職員の方の身分証明の実際のものを見せていただきました。これは、こういうものを長く勤めていた職員が市民に見せたら、あら、本当ですかと思われる。私もかつては、長い友はふさふさしておりました。年月の経過とともに、あるのとないのとはこんなに違います。一般的なものについては、一定の期間の経過が来たら更新が必要ではないのか、まず、更新をすべきだと私は提案したい。

そうしなければ、せっかく携帯をしても、市民に私は市役所の何々ですと出されても、これはもう頭をかしげられて、長年勤めておられる方であれば市民もちょっと戸惑う部分もあるのかなと。まず、更新を考えていただきたい、検討していただきたいと思います。部長さん、いかがですか。

総務部長

確かに、委員がおっしゃるように、過去に検討といいますが、ちょっと話が出た経過もございまして。1回発行して、退職まで三十数年も同じものでいいとは私どもも思っておりませんので、今、委員のお話がありましたように、何年ごとがいいのか、研究しまして、ちょっとこれは検討して対応してまいりたいと思います。

大島委員

続きまして、同じく関連しまして、現物なるものがどういうものなのか、可能な限り現物をいただきたいということで、実は資料を出していただきました。

ここには、いろいろございます。そして、ここには、総務部共通なものと、これは消防の警戒区域立入許可証、これは今期からようやく写真が入っております。だから、このおかげで、随分と消火のときに現場近くまで行けまして、非常に役に立っております。しかも、それまでは名刺状の1枚の薄っぺらい紙だったけれども、今度は、こういうふうにはラミネートしてあります。これは、大事にしたいなと思っておりますけれども、あともうわずかです。また、これもぜひ再更新できるように頑張っていきたいと思っております。

それで、実物を見まして、おやと思ったことが実はあるのです。例えば水道局あるいは税務関係では、直接、市民と現金のやりとりする場面がある。この赤丸がついているのがそうなのですが、この裏を見てみますと、関係者に提示を求められたとき、本証は、関係人の請求があった場合、いつでも提示しなさいと。請求されたときなのです。ここが民間とは違うところなのかなと。請求しなければ見せなくてもいいのですよ、これ。

たまたま、去年の暮れの国保の着服事件がありました。私は、あのときに、被害に遭った方のお宅にも行きました。そのとき、今、課長さんは常時持って歩きなさい、携帯しなさいとおっしゃるのですが、そうではなかったですよ。再三、請求されて、そして身分を書いた。しかも、後日、それは渡していないという報告も上司にしている。

このことから、これは一つの部の問題だけではなくて、これは市全体の問題であるというふうに私は思いまして、この問題に取り組んだのです。そして、取り組んで見たら、今、前段で話したように、請求があったら提示をしなさいと。これは、やっぱりおかしいですよ。一番先に提示しなければならないものです。

3月に入りましてから、住宅の困窮度調査がございました。私もその方の相談を受けておりましたので、午後から家屋の調査をしたいと、それはいいのです。それは、調査の立入りの同意をしている書面を出しておりますから。私は、当日、その時間帯にそこのお宅にお邪魔をしておまして、部屋の方でいろいろ話を聞いておりました。それで、帰ってから、その方に、市役所ですと。それは、玄関の隣の部屋でしたから、私は聞こえました。市役所ですと。それで、市役所が来るということは、住宅の調査ですからその家族の方はわかっています。しかし、いくら権限があったとしても、承諾をしても、市役所だということで、その一言で済まされる問題ではないと思うのです。これは、一般から言ってもそうだと思います。

しかし、弱い立場の市民は、市役所の調査だということで、あそこを見たい、ここを見たいと。これは、私もそうだと思いますけれども、人に見せたくない間取りだって、部屋だって、場所だってありますよ。しかし、権限を持っている職員は、また、よしということで承諾をしている市民は、見たいというところを全部見せていた。

帰った後、市役所という話は聞こえた、しかし、そのほかに身分を明かすものを提示してくれましたかと聞くと、していませんでしたと。これが一般でないのですか、皆さん。皆さん方で、常にこの証明書を携帯しておられる方は何人いるでしょうか。私は、残念ながら、そう多くはないと思っております。

先日の新聞ではございますけれども、これは、今年か去年の暮れだと思います。「水道局員を装い現金奪い逃走」と、これは札幌の記事です。市役所の水道局だと。ちょっと前に戻りますけれども、国保の件においても、被害者のお宅に訪ねていった方が、全くこれと同じような、同じようなというのは身分を明かさないために、本当にあなたたちは市役所の職員なのですかと。この方は、79歳と80を超えた老人世帯でございます。確認をして、そうしたら書いてくださいと、書いた。その結果、職員であることが私もわかりましたよ。結果的には、責任逃れの話を上司にしている。これでは、ますます今はやりの悪徳セールスマンに間違えられても、これはしかたがないなと思っております。そしてまた、戻りまして、部長ともお会いしました。

市民部長は、証明書は持って歩きなさい、そういうふうには指示していると。指示したって、職員の皆さんの自覚がなければどうにもならないのではないですか。その件で被害者宅を回った課長さんは、私も同じことを言われたと。「持っていったいなかったの」「いや、実は、持っていったいない」と。持っていかないから提示できないわけです。市役所一からげでは、市民は納得はできません。言える方はいいのです、言えない方も随分いると思えますよ。このことを肝に銘じて、ぜひ、身分を明かす、これは、当初に明かすべきです。

一般には、私はこういう者ですということで名刺を出し、名刺交換をして、お互いの存在を確認し合う、これから始まります。どうか、あと残すところわずかでございますけれども、新年度に向けて、やっぱりきちんとした指導をしていただきたい、この身分証についての取扱いを、もう一度、新たに職員の皆さんに指導していただきたい、そのように願ってやみません。

市長、いかがでしょうか。今、実例なども交えて話をしましたけれども、もう一度、職員に対して再教育をしていただきたい、そのように思うのですが、いかがですか。

市長

私の例でいきますと、ずっと持っていたのは事実ですけども、どの程度携行していないのがあるのか、よく実態がわかりませんので、一つは実態をよく調べてみると。それからもう一つは、提示を求められたときは見せるというその部分ですね。これは、相当昔から制度的になっているのだと思うのです。そういう過去のいろいろな経過もあるでしょうから、今はいろいろ時代も変わってしまっていて、さきほど名刺交換でもいいのではないかとありますが、名刺だって危ないわけです、いくらでも偽造できますから。ですから、そういうことも含めて、やはり、きちんと携行する、そして、今お話があったように、いつでも提示できるようなことも必要ではないかと思っておりますので、よく事務方に検討させてみたいと思います。

大島委員

市長、私は名刺でもいいのではないかとやっているのではないのですよ。民間は、名刺の交換から始めて、お互いの身分を確認し合うということです。それから始まるわけですから、私は何々ですということで、今の身分証を提示するだけで私はいいと思うのです。それが実行されていないということに、今、どうなのですかというふうにお聞きしたわけです。

老人保健施設はまなすについて

続きまして、さきほど、はまなすの件で中島委員さんの方から質問がございましたけれども、ダブっている部分は、私も全くそうだなと思っております。この経緯、経過についてご説明願います。

（保健所）総務課長

ただいまご質問の塩谷の老人保健施設はまなすの立入検査の経緯につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

なお、ご説明に当たりまして、平成12年度立入検査の経緯と、本年度、平成14年度の立入検査の経緯、二つありますので、ちょっと長目になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

当該施設は、介護保険法施行の平成12年4月1日時点において、継続状態にありました老人保健施設として、法の経過措置によっていわゆる介護老人保健施設の開設の許可があったものとみなされております。

私ども保健所は、介護保険法の100条の第1項の規定に基づきまして、当該施設の立入検査を、12年、いわゆる法施行後初めての立入検査を北海道倶知安保健所と合同で平成13年3月に実施いたしました。

立入検査の目的は、介護保険法並びにそれに基づく省令等の基準に適合しているかを検査いたしまして、施設サービスの質の確保だとか、保険給付の適正化を図ることを目指しております。

平成13年3月の検査は、もちろん今でもそうですが、関係書類の確認をするということと、管理者なり又は関係職員との面談によって行われます。

13年3月の検査の結果は、指導事項なしといったことで推移をしましたが、実は、栄養士の配置基準において、当該の施設から職員の員数として非常勤栄養士としての書類提出があったにもかかわらず、基準省令では、本来、常勤職員の配置指導をしなければならないというところの指導を遺漏しておりました。また、理学療法士の配置基準においては、常勤職員と非常勤職員の配置によって常勤換算の基準が満たされているということで書類提出がありましたので、その点については適合としたものであります。これが、12年度の立入検査の経緯でございます。

本年度は、介護老人保健施設として、これまた北海道では運営指導実施要綱がございますが、これは市内の介護

老人保健施設は2年に1回以上の立入検査に基づいて実施されておりますので、この14年度の立入検査で当該施設に立入検査をしたと。これは、昨年の10月に、北海道倶知安保健所と合同で定例の立入検査をしたものです。

その際に、栄養士の配置基準が非常勤職員で継続してあったことを確認したために、常勤の栄養士の配置を文書指導により行いました。さらに、その後の事後調査の段階で、理学療法士についての勤務状態にも疑義が判明したために、北海道倶知安保健所と合同で、昨年12月、それから本年1月に立入検査を実施した結果、当該施設から提出のあった理学療法士の出勤簿等関係書類が勤務の実態と相当かい離をしているということが確認されたために、このたび、本年2月に北海道保健福祉部介護保険課、それから、倶知安保健所と合同の立入検査を実施したものであります。

この立入検査の目的は、介護給付などの対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、不正などが疑われる場合において、事実関係を的確に把握して、公正かつ適切な措置をとるということのために実施されたものであります。

今回の立入検査の結果については、北海道において現在検証中でございますが、検証の結果につきましては、不正の事実が確定すれば介護保険法に基づいて行政上の処置がなされるものと考えております。

なお、当該施設においては、この間の行政指導の結果、理学療法士1名と、栄養士1名が本年2月から常勤職員として配置されている現状にあることを申し添えたいと思います。以上、説明を終わります。

大島委員

さきほどの中島委員の質問と全くダブリますのでやめますが、市民から尋ねられるのは、新聞紙上で読んでおりますから、3億のお金はどうなるのか、戻ってくるのか、それなのです。介護保険は、4月から値上がり、一方ではこのような不正な行為がなされている。

私も新聞を見ました。おや、似た人がいるのだなと思いました。ちょっとお尋ねしますが、小樽市社会福祉法人済生会北海道支部(山田藤夫業務担当理事)、この方は、どういう業務をする方なのですか、お聞かせください。

(保健所)総務課長

どういった業務をなされている方かというご質問でございますが、私ども保健所としましては、業務担当理事山田さんにつきましては、この老人保健施設はまなすの開設者の代表者の方だというふうにお聞きをしております。

大島委員

どういう方かということは、あなたの立場では言いづらいので、私が驚いたことは、聞いたら元助役ですよ。びっくりしました。そして、山田さんは、昨年6月、勤務されたといったかな。その前は、やはり助役の西川さんだと。これには、私も大変驚いております。本来ならば、こういうことが起きないために、起こさないためにいなければならない元助役が勤めた先で、このような事件が起こったことについて、大変残念に思っております。

資料をいただきましたので、お尋ねします。

定数が100人と。しかし、実際を見ますと100人を切っております。これは、どういうことなのか、お聞かせください。

(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

はまなすにつきましては、介護保険施設としまして定数100でございます。

ただ、さきほど保健所の方からも申しましたように、介護保険施設として、平成12年4月1日にみなし規定でそのまま施設として認定になった際、同じように、みなし規定の中で短期入所施設と、療養介護施設と、あと通所リハビリ施設、これも自動的にみなし規定として認定されることになっております。

それで、はまなすにつきましては、老健施設本体とショートステイ、その部分を合わせて100名ということになっておりますので、差し上げました提示しております資料につきましては、あくまでも施設と、そのほか常時ショートステイを利用なさっている方がいらっしゃいますもので、ある程度その部分のベット数を確保している、そ

のような状況で100人を満たしていない、そのような状況でございます。

大島委員

先日、相談がありまして、その方は赤岩にあります特別養護老人ホームはるの方へ申し込んでおりましたので、順番がどのようになっているのか。これは81歳の方です。現在、その方はグループホームに入所されておりますけれども、自分がもらう年金では足りないのだと。そんなような相談から、近くに住まいをした関係ではるに入所したい、順番を聞いてきてくれないかと、このようなことで訪ねていきました。無理ですと言われました。

それで、いただいた資料を見まして、これは無理だなと。待機者396人の中には、その方も入っていると思います。5年、6年待っていたら、これはもう80いくつでございます。そのようなことから、ケースワーカーの方が、待機者の優先順位を決めるために、待機者にアンケート調査を今しているというふうなお話を聞きました。1月、2月をかけて調査をしているというふうにお話を聞いておりました。その結果を見て優先順位を決めたい、そのように話をされておりました。

平成12年12月末の同じ資料、待機者調べがございますが、特別養護老人ホーム、この三つで12年は778人、しかし、今日いただいた資料では1,113人、このように増えております。また、介護老人保健施設、これも12年は47名の待機者が、今日いただいた資料では121名と、大変増えております。また、グループホームについては、12年度には定員で27名だったものが、ここはふえまして、定員で164名収容の施設がグループホームの数が随分増えてこれだけになっていると。

しかし、待機者については、アンケート調査の結果を待っているわけですが、この待機者については、実際は複数の施設に申込みをしているという話も聞いております。実数はどのくらいなのか、この点については把握しておりますか。

(福祉) 高齢社会対策室長

実際数は、ちょっと今資料を持っていないので概数で申し上げたいと思いますけれども、700人程度と。こちらの資料提出しているのはダブってやっている方が多いものですから、そういう形で実際は700人程度、このように押さえております。

大島委員

市職員OBの公的施設への再就職について

質問を変えます。

資料をいただいております。14年度はまだ未定でございますけれども、課長以上の退職者を資料でいただきました。

小樽の公的施設で、既に市のOBが勤めておられる施設はいくつあるのですか。この点についてお聞かせください。

(総務) 職員課長

第三セクター等の施設なのでございますけれども、12か所で13名、今年度は職員がおります。

大島委員

12か所で13名ということは、複数のところもあるのですか。その複数のところは、どこですか。

(総務) 職員課長

社会福祉協議会です。

大島委員

この12か所、13名の中で、今年退職される方は何人いるのですか。

(総務) 職員課長

退職というより、勤めてから5年、65歳以上になる方が5名ほどおります。

大島委員

退職して今の公的な施設に勤めるときには、たしか今の山田勝磨市長が総務部長さんか次長さんのときに5年という覚書を交わすようになったと聞いております。

この5名の方は退職されるのですか、いかがですか。

(総務)職員課長

確認できていない部分がございますけれども、大体、退職されるというふうになっております。

大島委員

それはどこですか。

(総務)職員課長

具体的な場所ですけれども、社会福祉協議会ほか2か所です。

大島委員

総務部長が頭をかしげるのだから、後ろの課長さんが答えづらいのだよ。総務部長、いかがですか。

(総務)職員課長

大変申しわけありませんでした。

該当している方がいらっしゃるということで、小樽観光協会、小樽市社会福祉協議会、それから、小樽市総連合町会、北海道宏栄社、小樽相愛会。

大島委員

お尋ねしますが、総務部長にお尋ねします。

今年の退職者を資料でいただいておりますけれども、恐らく退職されるだろう方の中で、既にこの五つの施設に決まっている方がいるのですか、お聞かせください。

助役

今、いわゆる市との約束で、5年という箇所数と人数を申し上げたわけでありまして、相手方の団体又は法人によりまして、正式には今月中の理事会なり役員会で決定するというところもあります。大体、相手方からの要請を受けて、こちらの方から紹介をしているというケースが今あるわけですけれども、それに基づいて、受け入れの方では正式には理事会等に諮って決定するというような段階の法人が多いものですから、この席ではまだ正式に申し上げる段階ではございません。

大島委員

よく天降りと言われますOBなのですね。私は、この5年という覚書は非常にいいと思っているのです。といたしますのは、今、あります北海道宏栄社ですか、ここなどはすごいですね、本当にすごいですよ。そうすると、後進の道を先輩が取っているではありませんか。これは、やっぱり、後進のためにもこの5年というのは確実に守っていただきたい、そのように思います。

そしてまた、さらに、民間の人で間に合うところには民間人を振り向けていただきたい。採用していただきたい、私はそのように思っております。どうしても専門的な知識が必要なところは、これはもう当然でございますけれども、民間でもじゅうぶんに間に合うところが、民間の知識を持った方でじゅうぶん間に合うところがあるはずですよ。その一つに、水族館は、昨年はOBを入れませんでした。このようにあるのですよ。再検討をしていただきたい、そのように思います。

終わります。

委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

佐野委員

財政健全化に向けて

代表質問をさせていただきました。特に、財政、まちづくりなどについて15年度の基本的な予算あるいは見解について伺ってきたわけですが、答弁として一応よしとしております。

我々は、よくお話を聞いたり言ったりする話の中で、小樽市の財政はえらい大変だぞ、3年間で150億の財源不足が発生すると、こんなことを聞いたり、またいろいろなところで言っていました。

しかしながら、15年度の骨格予算とはいえ、例えばヒアリングの段階から各部署で骨身を削るような思いをして大変苦労してきたと。その結果として、財政健全化計画から見て、当初45億くらいの収支不足から、所要一般財源を18億と仮定しても22億の収支が改善したと、これが明らかになったと。これは、やればできるのではないかと、こんなような意を大変強くした思いでございました。ということになりますと、16年度は27億、17年度では32億の収支が圧縮された、こんな答弁でございました。

しかし、それでもなお大変な財政状況にあるということで、今後どのような健全化をしていくつもりなのか、今回の予算22億の圧縮も含めた財政部の所信と決意を伺っておきたいと思えます。

財政部長

15年度の予算編成に向けて、本会議で市長の答弁がうるありましたけれども、大変な財源難で予算編成については苦労いたしました。

そういう中で、今年度は特に、昨年2月に緊急対策会議を設けまして、全庁的にどういう対策をとっていったらいいかということに全面的に取り組みまして、本当に今回の予算編成は、私としては何回ものヒアリングを重ねて予算編成事務をやったという気がしております。そういう中で、やはり取り組めるところから取り組もうということで、当初予算から計上できるものは何とかしていこうということで取り組んでまいりまして、その中で、人件費だとか事務事業の見直しや何かを含めて、結果的に何とか22億の削減効果を上げることができたわけです。

以前から申し上げておりますとおり、15、16、17と3年間で150億の財源不足ということを申し上げてきておりますので、これは、いわゆる今までの21世紀プランの実施計画などをそのとおり実施していった場合に、やはり、通常の予算執行をしていく中では財源不足が生じるということで、少し大きい問題などは中身を若干見直しました。今の市税だとか交付税の関係の入りぐあいを見ますと、非常に厳しい状況はやっぱりまだ変わっていないという状況でありますので、今後に向けても、当然、市税、交付税というのはなかなか増加していきだろうということは見込めません。しかも、状況自体で好転しているというものはありませんので、そういう中で、できる限りの収入を見ていく場合に、どれだけの歳入を得ることができるかということを見つけていきまして、やはり、それに見合った歳出を組んでいかざるをえないという状況にあるわけです。

ですから、今後、必要な事業というものは、どうしてもしていかなければならないわけですので、それに見合った、特に事業の中でもいわゆる市で単年度でやっているもの、単独でやっているものの事業について何とか見直しできるものはしていきたいということと、それから、受益者負担の関係では、十数年来見直ししていないものもありますので、そういう中身もある程度検討しなければならないというものもあります。それらを含めて、今後、今年あたりの22億が今年度にも影響してきますので、不足額もある程度縮まってきましたので、さらにまた今後努力をしていきたいというふうに考えていまして、そのことについても、これから皆さんといろいろご相談申し上げながらやっていきたいというふうに思っております。

佐野委員

そういう答弁を了解したいと思います。

21世紀プランだとか、事務事業の見直しだとか、細かいことではまだまだ議論の余地がたくさんあるのですけれども、今の答弁を了として、引き続き財政健全化計画に沿っての努力をしていただきたい。できれば来年も財政部長でいればいいのしょうけれども、そうもいかないだろうし、そういうことでございます。

マイカル小樽の再建問題について

次に、質問を変えます。

山田参事にお尋ねをいたします。

ご指名で済みません。

マイカル小樽の再建問題について、お尋ねをしたいと思います。

マイカル小樽、またOBC等の運営に関しては、極めて市民の関心事の一つでございます。OBCあるいはヒルトンも含めて、民事再生法で現在再建途中であります。このマイカルについては、小樽のまちづくりという大きな観点がございます。あるいはまた、観光拠点であるとか、働く方々の雇用の問題だとか、どれ一つとってもOBCの運営というものは極めて関心のあることでございます。

このたび、筆頭債権者の日本政策投資銀行が、債権の9割を放棄してポスフルに債権の全額210億円を譲ったと、こんなような衝撃的な新聞報道がございました。

そこで、質問いたします。

政策投資銀行の債権放棄の背景を時系列的に示していただきたい。なぜ、こういうふうになったのかと、ここをわかる限りで示していただきたい。

あわせて、このことによるOBCあるいは、ホテル、エネルギーセンター、マイカル全体の今後の方向性や再建の方向性はようになっていくのか、わかる範囲でお示しをいただきたいと思います。

(企画) 山田参事

債権放棄の背景ということですが、まず一つは、新聞報道については、新聞取材ということで、私も出どころについてはじゅうぶん承知しておりませんが、公式的には、日本政策投資銀行とポスフルの間で秘密保持契約というのを結ばれておりますので、具体的にどの金額でお買いになったかということを含めて、公式に両方から出ておりませんので、まず前提として9割カットという部分について市の方からお話をするということではできませんので、それを前段に申し上げておきたいと思っております。

それで、OBCからは、現実問題として、いわゆる債権を譲渡するということを債務者に相談すると、こういうことは義務的なこともないものですから、いわゆる当事者が知らないうちに淡々といろいろなものが進んでいたということでありまして。私どもが承知したのも、月曜日の夕方、いろいろな情報の中で把握をしたくらいですので、まず、そういった前提でお話を申し上げます。

11月に、私ども小樽市に対してビブレ棟の無償譲渡というもののご提案があって、そういったことのお答えとして11月にノーのご返事をしました。その背景が一つありまして、基本的には、日本政策投資銀行というのは、マイカル小樽が存続するという前提でいろいろな作業をしております。これは、いわゆる別除権協定というものを昨年の再建認可以降1年間かけて協定を結ぶという再建計画案になっておりまして、この別除権債権の協定をめぐって、この1年間、銀行とOBC、その間に政策投資銀行が小樽市に一定の提案をしてくる、その中で市としてののかわり合いを持っているいろいろ検討なり協議をさせてもらってございます。

しかしながら、さきほど来申し上げているように、市のいろいろな事情の中で11月の段階でお断りをしました。いわゆる小樽市に提案をしたという背景は、やはり今、OBCが9万8,000平方メートルを物販すべてで展開することで公募するに当たって、銀行としてはかなりハードルが高いのではないかとの判断、したがって非物販系にす

べきだというような判断、それからもう一つは、年間5億を超える税負担について、やはり再建するについてはかなり厳しいのではないかと。こういったことも含めて、公共が受け持ったらどうかというのが一つの考え方の背景にございます。

しかしながら、できないものはできないご相談だということでお断りをし、その後、私ども事務方を含めて、いわゆる全体のエネルギーコストを含めた管理経費の削減等々をやりながら、市長が常に言っていたのは、あそこはOBCだけをどうこうするのではなくて、ヒルトンとエネルギーの三者を一定程度きちんとしなければ、一つだけ再生してもただめになるという議論をずっとやってきました。そして、結局、1月に小樽ヒルトンが民事再生の申請に至ったこともあって、2月の段階で、事務方として私は銀行の方に行きまして、この三つを何とかセットで処理をすることを、債権を共通に持っているDBJとして、いわゆる銀行としてリーダーシップを発揮すべきではないかということをお話し申し上げてきた経過がございます。

この間、銀行そのものが水面下でどのようなことをしてきたかについては、さきほど来言っている契約の秘密保持ということもあって、私どもじゅうぶん把握してございませぬけれども、そういう中で、今回、銀行としてはマイカル小樽の灯を消さない、複合商業施設を運営するに当たって基本的ノウハウを持っているポスフルに債権を譲渡することが現状として最善の考え方だというような判断が働いたというふうに再生弁護団にはおっしゃったようですので、そういう考え方の中で、今回、こういう措置がとられているのだろうというふうに推測をさせていただきます。

次に、今後の再建のことについては、まだそういうことで突然のお話しなものですから、具体的にOBCと接触してもまだ出ていませんけれども、まず、債権者自身が、銀行さんではなく、いわゆる債権がすべてポスフルに移ったということもございまして、やはり銀行さんとOBCという関係よりも、これからは同じ商人同士の話にいろいろなっていくと。こういう中では、OBCとしては、一つは経営という意味での判断からいきますと、いろいろな意味で理解をしやすくなったのではないかと。それから、ポスフルさんも、営業保証金61億の債権をOBCに対して持っていますので、債権自体が1本になったということもあって、お話をスムーズに進めることができるのではないかと。それから、債権を持っているホテルとかエネルギー棟もポスフルが持ったということであれば、さきほどから言う3企業の処理というものについて、ポスフルという企業と共通のお話ができていくと。こういう中では、マイカル小樽全体の再生に向けて、作業的にはかなり楽になったという表現は語弊がありますけれども、そういう形では、銀行さんというレベルではないということで、かなり前向きな話がいろいろ可能なのかなど、こういうことであります。

しかし、基本的には、事業を行うに当たっての根本的なところ、例えば9万8,000の床でどのように事業展開をしていくのか、テナントさんをどう集めるのか、こういった経営面の問題、それから、エネルギーも含めた管理コストをどの程度下げられるのか。そういうような問題というのは、これから、ポスフルさんも含め、債権者も含めた中でやっていかなければならず、再建のためにはかなり大きな課題はある、こういう認識は持っております。

佐野委員

いわゆる債権圧縮で、身軽になって再建が軌道に乗ったと。その結果、小樽市としては、一連の動きは極めていい方向ではないか、こういう認識だというふうに理解してよろしいですか。

(企画) 山田参事

そういう意味では、債権の額が、新聞報道されているように90パーセントカットという形だとすれば、OBCの分が約13億3,000万くらいは債権ですから、約14億と、こういったことになれば、今までいくら債権をカットされるのか不明な中でもがいていたことから比べると、現実的に、事業の資金計画も含めた立て方なり何なりについては、一応、数字が前にありますので、そういった意味ではOBCのこれから進む部分については明るいのかなということが一つです。

それからヒルトンについても、これは平均90パーセントカットだということであれば、約4億になるわけですから、その他の銀行さんの債権処理の課題があるにしても、債権の圧縮という意味では、これから相当に期待を持てるかなど。そういうことでは、新聞報道そのものが当たってくれば、そのとおり、これからの再建には大きく明るい見通しがあるのかなというふうには判断してございます。

佐野委員

ちょっと一息と、こういう感じを受けました。

今年度の除雪予算について

質問を変えます。

今年は、例年になく雪が多い年でございます。3月の声を聞いてもごらんのような状況になっています。従来であれば、春3月になれば、最後の除雪、雪割りなどが行われていくようなこんな時期ですが、依然としてまだ市内は雪の中と、こういうことになっております。

JV業者の契約金も底をついたという意見、声があります。今日、今の現状、状況から見て、補正があるのか、従来で乗り越えられるのか、ずばりお聞きいたします。

土木部次長

除雪費の今後の補正を含めた経緯と申しますか、状況でございますけれども、委員がおっしゃるとおり、今、私も3月に入りましてから、それぞれ検討を進めているところでございます。

ただ、今後、大量の降雪であるとか、あるいはまた、その他降雨等々のそういった条件を見なくて、ごく一般的な春ということを考えますと、今の予算の中では、私どもとしては対外的には持っております。ただ、今そういった見通しの中では、それほど大幅な額は必要としないのではないかと申すところでございます。そういった中で、今後の必要な除排雪等を含めて、推移を見ながら、その中でいろいろ状況を見てまいりたい、そんなふうにしてございます。

佐野委員

ずばり聞きたいと言ったのですけれども、よくわからなくて、今後の推移を見てということは、現状で何とか乗り越えられるというようなニュアンスかなというふうに思ったのですが、それはそれでぜひ頑張ってください。

今議会でも、除雪体制についてさまざまな議論がございました。いずれにしても、予算もあることで大変なことはわかるけれども、やっぱり手を抜かないで除雪体制の維持をお願いをしたい、これだけは申し上げておきたいと思っております。

老人保健施設はまなすについて

質問の最後です。

さきほど来ずっと老健施設はまなすの不正受給の問題が議論されまして、いろいろと経過及び説明がありました。当然、職務上の話ですから聞いていて、当然、職務上やったということはじゅうぶん理解できます。

しかし、このように、例えば施設の入居者だとか、あるいは市民の不安というのは、我々に、どうなっているのだとか、あるいは、もしかしたら出されるかもしれないとか、いろいろな声が寄せられてくるわけです。

しかし、これは老健施設ですから、直接的には道が管轄かもしれないけれども、やっぱり小樽の保健所もある意味では関連しているわけですから、なぜそういった大事なことを議会に速やかに報告してくれなかったのかということ非常に腹立たしく思っているのです。当然、調査の問題とかいろいろなことがあるのはじゅうぶんわかるのですけれども、我々は新聞報道しか知らされていない。一方では、入居者の家族だとか、いろいろなところから不安の声が随分聞かれると、こういうことであってはならないような気がするのです。

今後、さまざまに、不正受給の返還の問題だとか、処分だとか、施設の運営だとか、これからいろいろと協議をし一定の見解が出るのはよくわかりますけれども、なぜ議会に、議会が偉いから報告しなければ悪いという高慢な

姿勢ではなくて、こういう大事なことというのは連携をとるのは極めて基本的なことではないのかなと、こんな思いをしているので、ぜひそのあたりの所長の見解をきちんと聞いておきたい。あるいは、今申し上げたように、今後さまざまな方向性が明らかになった時点で、きちんとまた議会に報告するという意志を持っているのかどうか、これは保健所の所長からきちんと聞いて、終わりたいと思います。

保健所長

今の佐野委員のおっしゃることはじゅうぶん理解できます。確かに、今回、いろいろ問題があって、今はまだじゅうぶん解明されていないような部分がありまして、正式に、正確に報告を受けていないという部分があったと思いますけれども、今後、じゅうぶん気をつけて対処したいと思います。

佐野委員

終わります。

高橋委員

初めに、一般質問をさせていただきまして、市長から丁寧なご答弁をいただきました。感謝申し上げます。

それでは、一般質問にかかわって、何点か質問をさせていただきます。

地場産業振興会議について

初めに、地場産業振興会議について、大学側の担当内容を聞きましたけれども、産学官ですから、官として小樽市はどういう役割だったのか、また、担当内容はどのようなものだったのかということをお教えいただきたいと思えます。

(経済)産業振興課長

今、委員から、地場産業振興会議の中の市の役割についてでございますが、市長が、本市経済の活性化のためには地場産業の振興と新たな産業の創出が必要であろうということから、小樽市地場産業振興会議を平成11年12月に立ち上げさせていただいたところです。今、産学官連携で進めさせていただきましたが、この中で、市としましては経済部が事務局的な役割をとらせていただいております。

高橋委員

事務局的な役割ということですね。

今後の市のかかわり方について、もう一度、確認をしたいと思えます。

(経済)産業振興課長

現在、地場産業振興会議は、平成11年12月に立ち上がりまして、その後、17本の事業メニューのうちの3本についてしっかり実践しようということになりました。その一つに、まち育て情報センターを立ち上げようというものと、ゼロライトという石を使いまして暖房システムをつくる研究開発、もう一つは、朝里川温泉地区を活性化しようということでの観光クラスター研究会小樽ゆらぎの里ということで立ち上がっております。

その中で、市としましては、それについての事務局的な役割で、連絡調整ですとか、各部分の連絡又は連携するときに市の方がお手伝いをさせていただきまして今まで進めてきたところです。

高橋委員

17本のうちの3本ができ上がったということですが、残りの14本についてはどういう考え方ですか。

(経済)産業振興課長

残りの14本につきましては、検討することも考えたのですが、地場産業振興会議の中では、やはりその3本について具体的に実践するような形で進めようということになりまして、今まで進めていっております。

また、今後なのですが、3月末で一定の成果を得たということで解散をすることになっておりますけれども、ゼロライト研究開発につきましては、今年中にはある程度製品化のめどをつけておりまして、今まで1号機、2号機

のプロトタイプということでの実験機をつくりまして、その後、今回、今年度中には、今年じゅうにということなのですが、何とか製品化を図るということになっております。

また、朝里川温泉の観光クラスター研究会につきましては、今後、今まで主に調査等を含め、また、それぞれの施設であります、そこで体験工房をするなどしてきましたので、その部分はまた継続していくことになると思います。

また、まち育て情報センターにつきましては、小樽情報ネットワーク事業協同組合が中心となりまして、ITの企業との関係、また学生起業家本部関係を進めていまして、市民の皆様にとっては、簡単なものと言いますと、年賀状をつくることから初めまして、携帯電話の使い方、またメールのやり方等をやっております。また、企業の皆様には、商品づくり、売れ筋の商品づくりはどういうことなのかとか、そういう部分での研修をその中で行いまして、今後は、産学官連携してまいりますけれども、その中で小樽情報ネットワーク事業協同組合が中心となっていくと伺っておりますので、本市としましてもその協力体制をとっていきたいと思っております。

高橋委員

今お話が出ましたネットワーク事業協同組合、これについて簡単に説明をお願いします。

(経済)産業振興課長

地場産業振興会議が立ち上がりまして、その中のワーキングの一つとしまして、小樽情報ネットワーク事業協同組合といいますが、小樽まち育て情報センターをつくってはどうかという話になりました。では、それをつくるときには事業主体がどこになるのかということになりました。その中で、当初は小樽商工会議所さんが事業主体になり、その中で、では実際に運営する団体はどこにしましょうかということになりまして、ちょうど平成13年7月ですが、小樽情報ネットワーク事業協同組合を25企業・団体で設立して、その後、平成13年、同年8月23日に小樽まち育て情報センターが立ち上がったところです。その実際の管理運営していくところを事業協同組合が担っていくということで、今現在、進められております。

高橋委員

それで、ご答弁の中にありましたけれども、シニアネットと、それからIT研修の状況について、この2点をお願いします。

(経済)産業振興課長

シニアネットと申しますのは、おおむね50歳以上の市民の方で設立していまして、以前、札幌でももう既に設立してNPO化を取ったということで伺っておりますが、小樽におきましても、おおむね50歳以上の方で、パソコンを通じてインターネット、また電子メールを通じて交流しようというグループです。昨年から活動をしておりまして、小樽まち育て情報センターを使っただいて、その中で本年の1月26日に発足をしたところです。

現在、74名で活動をされております。当時、1月26日は74名で発足をしたところです。やはり、その中には、ニセコ町ですとか、又は岩内町、余市町の方も入っております、その方々が核となって、各地域に広がりを持たせたいということで活動をされている団体です。

また、IT関係の勉強会につきましては、製造業が生き残っていくにはどういう形でいくのかという部分では、やはりIT戦略というのも一つの重要なポイントでありますので、それに関する製造業の方に特化した形での研修会、又は魅力ある商品づくりはどうしたらいいのかという部分で、実際のお店を持たなくても、パソコンのインターネット、ホームページ上で展開するという形でのセミナー等を開催させていただいております。開設のときから含めて50本以上のセミナーを、まち育て情報センターで、ゼミ形式、少ない人数でより密度を高く行わせていただいたところです。

高橋委員

それで、IT関係ですけれども、ネット上での店舗展開というのは、その企業というか、組合では考えられてい

くのでしょうか。

（経済）産業振興課長

やはり今、それぞれの店舗で展開するには、自分のお店で行うことも重要ですし、また、それぞれのホームページをつくりまして、それで、それぞれのところと連携をとりながらより効果を出すということが重要でありますので、事業協同組合から伺っているところでは、例えば今後予想されている、拡大されると言われていますデータ放送を使つての商品・店舗展開、又はブースに入っています企業が独自で行っています各お店のホームページをつくらせていただいておりますが、そういうふうな形で、事業協同組合が中心となって、誘致されたブース3社おりますけれども、今、その方々と連携して市内の企業の皆様に活用できるような形でのホームページ展開をさせていただいております。

高橋委員

小樽商大国際交流センターと国際交流の推進について

質問を変えます。

小樽商大にかかわって、何点が質問をさせていただきました。

国際交流センターが小樽商大にあるわけですが、これについて簡単に説明をお願いします。

（総務）秘書課長

小樽商科大学の国際交流センターの業務の内容といたしますが、それについてのお尋ねでございます。

小樽商大に国際交流センターができましたのは、平成8年というふうに聞いております。主な目的としては、大学での研究及び教育の場、国際交流、そういったことを大きな目標にして設置をされたというふうにお聞きをしております。

もう少し具体的に言えば、三つほどの大きな役割といたしますが、業務があるというふうにお聞きしておりますけれども、一つ目は、大学でございますので、学術分野で世界の各大学との交流事業を行うということ。もう一つは、小樽商大にはたくさんの留学生がいっぱいいますけれども、その留学生の受入れを行いながら国際交流を推進するという。それから、三つ目には、今の留学生に関連するのですが、国際交流会館という留学生の宿泊施設でありますけれども、その管理運営を行うということで、大きく分ければこの三つのことを目的に平成8年に設立されたというふうに聞いております。

高橋委員

同センターと本市のかかわりというのは今までありましたか。

（総務）秘書課長

日常的に深くかかわるということではないのですが、例えば、市で主催をしております文化交流会、文化体験会というのがございまして、そのときに、これは留学生、それから市内に住んでいる外国人も対象にしているのですが、日本文化を体験してもらおうということで、お茶だとかお花だとか書道だとかやっております。そういうときの人集めといたしましうか、PRを兼ねて、いろいろ交流センターの方にもお願いをしております。また、例えば交流センターの方から、留学生でホームステイをしたい方がいるけれども、そういったことでホームステイを受け入れてくれるところはないだろうか、そういったような形の問合せがございます。また、これは昨年の例でございますけれども、ワールドカップが開かれました。そのときに、市としても、通訳といたしますが、そういったたくさんの外国人が訪れるときの通訳ということで、国際交流センターの方にもお願いをして、何とか通訳ができる方はいらっしゃらないかと、そういったようなことでの体制づくりのためにご協力いただいた。そういったようなことで、国際交流センターの方との連携といたしますが、つながりは持っております。

高橋委員

留学生からの要望といたしますか、意見というのですか、自治体に対して、小樽市に対してのいろいろな要望とか

意見というのは承知しておりますか。

(総務)秘書課長

留学生の方から直接にということは、こちらの方では特に受けてはおりませんけれども、留学生の方々と一緒にやっているということでいけば、さきほども申しあげましたように、やはり日本文化をいろいろ体験したいという希望をたくさん持っているのかなというふうに思っております。さきほども申しあげました留学生との文化体験会等々も開催しております。また、いわゆる言葉の問題もあるのかなというふうに思っております。これは、ボランティアの方にご協力いただいているのですが、日本語教室というものも開催しております。

そういったようなことで、直接的に希望をとっているというわけでもございませんけれども、今申しあげたようなものに対してはたくさんの参加もいただいておりますので、そういった部分で、ある程度の留学生の希望といえますか、そういったことも受けながら事業を進めているのかなというふうには思っております。

高橋委員

最後の質問ですけれども、小樽市として、国際交流について、今年度の予定というのはどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

(総務)秘書課長

国際交流は、次年度、平成15年ということでよろしいですか。

平成15年の予定でございますけれども、現在、いろいろ経済社会情勢が厳しいものですから、新しいことということを手がけることはなかなか難しい部分がございますが、今、姉妹都市であるナホトカあるいはダニーデンとの少年少女の交流事業を行っております。これについては、引き続き、平成15年度においても、ナホトカ市には小樽市から派遣をする。それから、ダニーデン市からは少年少女を受け入れる、こういった事業を続けていきたいというふうに思っております。それから、さきほど申しあげておりますけれども、留学生あるいは外国人とのいろいろな文化体験をすることによる交流ということで、日本文化体験会の開催、あるいは日本語教室の開催、こういったようなことも続けてまいりたいというふうに思っております。それから、日本にいられた留学生の方々は、なかなか市内の情報等々も少ないのかなというふうに思っておりますので、これも引き続き、情報誌の発行を、1月に1回ですが、毎月行っていきたいというふうに思っております。

だまかに分ければ、姉妹都市との交流事業、それから、地域に住んでいる留学生の方あるいは外国人の方への情報提供、あるいは文化の体験、そういったような事業を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

さきほどのお話にもちょっと戻りますけれども、これは要望としてお願いしたいのですが、留学生に対して、感想ですとか意見ですとか、それから小樽市の印象、そういうものを把握していただいて、ぜひ留学生を大事にしてほしい。それは、その国に帰って小樽市の印象として直接つながっていくのではないかとこのように思うわけです。ですから、積極的に、市の方からかかわっていただきたいなというふうに思います。

(総務)秘書課長

日本の文化体験会等を行った後にいろいろな印象などをお聞きすることもできますし、あるいは、さきほどお話があります国際交流センターの方に、例えばご意見箱だとか、そういったものを設置することも可能だというふうに思います。留学生がいろいろ悩んでいること、あるいは考えたこと等々も積極的に拾っていききたいなというふうに思っておりますので、そのあたりは、今申しあげましたように交流センターとの連携の中でも可能な部分がたくさんあると思いますし、国際交流センターともまた引き続き連携をとりながら、いろいろな方法で進めてまいりたいというふうに思っております。

高橋委員

終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

融雪施設設置資金貸付事業について

私の方では、代表質問をしている関係で、関連して予算、財政に絞って4点ほどです。

まず初めに、平成14年度補正予算に関連して、融雪施設設置資金貸付事業、貸付金の減少に伴う補正ということですが、この数字は、補正予算で1億634万という減額ですけれども、まず、その数字に間違いはないですか。

(土木)管理課長

14年度の融雪施設の補正につきましては、現状は委員が今おっしゃった数字でございまして、当初予定していた申込件数が大幅に減ったことによるものです。

佐々木(勝)委員

さきほど除雪の問題等も出ましたけれども、これは、融雪施設の設置にかかわっては、小樽の除雪体制の目玉的存在でなかったかなというふうに思っているのです。ここの経過等について、ちょっと一つずつ確かめていきたいと思えます。

今回、減額する金額は今出た数字で間違いはないと思うのですけれども、これまでのこの事業に対する実績といたしますか、これを明らかにしてください。

(土木)管理課長

融雪施設の貸付金の状況ですけれども、この事業は平成12年から始まりまして、現在、平成14年まで、この3年間の中では518件で4億4,192万円の貸付金が決まっております。12年度から、数字的にだんだん貸付件数が減ってきているというのは事実です。

佐々木(勝)委員

そうすると、この14年度のところで大きな目減りがあったというふうに思えます。減額に至った経過は、今減っているということで、具体的に、この14年度補正を組むときに実態としてはどうだったのか、その辺のところを。

(土木)管理課長

数字的には、平成12年で336件、次年度は13年度になりまして133件、今年度、平成14年度につきましては49件、こういう内訳になっておりまして、当初予定していた件数よりも大幅に減っております。

この状況の分析につきましては、いろいろと内部でも検討しておりますが、基本的には、やはりその年の降雪量による影響が大きいのかなと、こんなふうに考えております。

佐々木(勝)委員

今、判断といたしますか、分析といたしますか、ここのところも含めて回答をもらいましたけれども、考え方というか、減ってきているということの経緯から、この貸付制度そのものについても分析をしたのかどうか、それから、減らす数字、1億を超える数字をはじき出した根拠といたしますか、この辺のところはわかるのですか、考えているのでしょうか。

(土木)管理課長

この制度につきましては、開設時に、道内の他都市でもそういう例がございましたので、それぞれ参考にしながら制度として小樽市が導入したということでございます。

当初、貸付制度にするのか、あるいは助成制度という補助制度という考えもあったやに聞いておりますが、市のいろいろな状況の中で、100万円を上限として、しかも、貸付制度につきましても、いわゆる銀行を経由して貸し付けるという制度をかなりの都市で採用しておりますが、小樽市の場合は、個人に貸し付けて、5年間、60回の範

困の中で返していただく、こういうふうにご利用しやすい形で制度を取り入れたというふうに私どもは思っております。

佐々木(勝)委員

ある程度、この制度を利用する状態といたしますが、さきほど雪の状態というふうに言ったけれども、おおむね、これで大体の傾向はもう出たということなのか、それとも貸付けのしかたが個人貸付けですから、これがある程度、団体貸付けというのか、こういうような要望も出ているのかなということなども考えられるのですね。その貸付制度をさらに深めていくというか、方向といたしますが、団体貸付け等も考えて視野に入れながら行くというのか、その辺のところを。

(土木)管理課長

雪の影響が大きいのかなという想定は、現実には数字として見ますと、例えば平成11年は600センチくらいの降雪量でありまして、12年度の貸付けの中で330件と。次年度につきましては、年間で465センチ降って、その影響というか、そういう数字の中で133件と。昨年は、少雪でしたが、387センチメートルという中で42件と。こういう形で、道内のほかの都市の例を見ましても、ここ数年は、それぞれの都市において貸付額、申込件数とも減少しているというのが現状でございまして、土木部としての分析の中では、前年の降雪量による影響が大きいというふうな判断をした次第でございまして。

それから、この制度は、3年ほどたちまして、議会の中でも何回か制度的な問題について、条件の緩和などを含めて検討をしてはどうかというお話がございました。団体への貸付けとか、町内会単位の場合はどうかとか、あるいは法人への貸付けはどうかとか、あとは融雪機器として移動式のものかどうかとか、さまざまな要望とかご意見がございまして、それぞれについて、一応内部で検討した中で、まだ正式に結論というものは出しておりませんが、正直なところ、もう少し様子を見させていただきたいというふうな考えでございまして。

佐々木(勝)委員

ここの部分については、もう一つ質問して先に参ります。

そういう状況の中から、今の課長の話だと、いろいろと貸付制度を残しながら推移を見るということですが、今回、補正を組んで減らしたわけですが、これを組みかえて拡大の方向に向かっていくのか。除雪の全体の計画とも関係あると思うのです。除雪体制、除雪対策といたしますが、そこに行くのか。推移を見ているというのだけでも、逆に縮小して、この制度的なものを廃止という、いろいろと、ただ、ちまたで聞きますと、貸付金などを借りれる人は限りがあると。困っている人というか、借りれる人の枠ではできるのだけれども、本当に困っている人に対してその部分というのはどうだろうと、貸付制度そのものがね。

それから、除雪総合対策でいうと、金かけて解かしてしまうということなども、小樽の状況からすればどうなのかということもあって、借りれるという貸付制度をそのまま維持していくとすれば問題が残るのかなと。

そういうことで、結論は出ていないというけれども、今の方法というか、今後は、縮小の方向に向かって、新たな除雪対策といたしますか、計画といたしますか、そういうところに向かうのか、拡大の方向に向かうのか、縮小の方に向かって制度的に考えてやるのか、その辺の方向だけでも。

(土木)管理課長

さきほども答弁させていただきましたけれども、3年間経過した中で、このように大幅な減少の形になっております。今年につきましては、冬場の中で、昨年と比べるとかなり雪が多いということもありまして、既に住民の方から貸付制度を利用できないかというお問い合わせが10件程度参っている現状でありますので、予想としては、平成15年度につきましては、今年度の49件という数よりは相当増えるのではないかと予想はしております。

ただ、議員がご指摘のとおり貸付制度のままでもいいのかとか、あるいは、助成制度にしたらどうなのだろうという問題についても、内部ではそれなりに話題として議論があるのですが、正直に言って、対象の部分は、さきほど

説明させていただきましたいわゆる条件の緩和、利用を図るといふ条件の緩和を含めて、もう何年か経過を見たいなというところで土木部としては考えております。

佐々木（勝）委員

わかりました。次に行きます。

中高年総合健康増進プログラムについて

今度は、平成15年度予算に関連して、代質でも取り上げておきましたが、保健所の関係で中高年総合健康増進プログラムの関係、それからもう一つは、産業振興の動向調査について、この2件についてお伺いします。

まず、1点目は、中高年齢者総合健康増進プログラムについてですけれども、この事業の位置づけを確認したいのです。高齢福祉、老人福祉というのか、それから、予算の中ではどの位置づけにあるかということです。予算書を見ますと、高齢者の生きがいと健康づくり増進事業費というふうになっているのですけれども、この位置づけでいいのかどうか。

保健所次長

今お尋ねのありました中高年齢者の総合健康増進プログラムですけれども、これは、予算上、民生費、社会福祉費、老人福祉費ということなのですが、この中で、もともと国の補助事業でありました高齢者の介護予防だとか、そういった国の補助金がありまして、その中の高齢者の生きがいと健康づくり推進事業という国の補助事業のメニューがありましたので、その補助事業でこの事業をやっていきたいということでございますので、このような予算の項目となっております。

佐々木（勝）委員

そうすると、この項目というか、この表題は、来年度以降、消えてくるということも考えられるのですか。

保健所次長

ただいまの高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を含めまして、この補助事業のメニューはかなり数多くあるのですけれども、今、福祉部が中心にいろいろな事業を展開しているのですが、そのうちの一つが高齢者の生きがいと健康づくり推進事業ということで、保健所としてもこの補助事業を採用して実施していきたいという考え方でございます。そういうことで、福祉部の方では既に多くのメニューの事業を取り入れてこれまでも実施しておりますので、そういうことからいきますと、15年度に実施した場合、1年限りということではなくて、今後も続けていく、そういう考え方は持っております。

佐々木（勝）委員

事業内容を整理していくと、いろいろと玄関のところどこへ行くのかなというのが出てくるとは思いますけれども、今そういう位置づけだということで、ちょっと質問させていただきました。

これは健康づくり21のプログラムだということで、予算が160万、金額は間違いありません。その事業費の内訳がわかればお答えください。

保健所次長

今回の予算としてお願いしております160万の内訳でございますけれども、大きなものとして二つございます。それは、報償費の部分で約60万、それから、需用費が約40万、この二つ合わせて約100万です。

報償費の方は、国の補助事業の中でやっていくのですが、この中で、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施する際に、この事業を円滑に進めるといいますが、そういうことで推進するための協議会といったものをつくらなければならないとなっております。そこで、市内の老人クラブ連合会だとか、医師会だとか、社会福祉協議会だとか、そういう高齢者に関係する団体の方に集まっていただいて推進協議会を設置していかねばなりませんので、そういった方々の委員報酬だとか、あるいは、このプログラムの中で講演会を実施していくときに講演会の講師料だとか、そういったものもございまして、そういった部分が報償費で約60万です。

それから、需用費の40万なのですけれども、この事業を実施していく場合に、多くの方に参加していただくのですけれども、その中でプログラムをつくったり、そういった消耗品ですけれども、そういったものが必要になりますので、そういった需用費関係で40万、合わせて約100万です。

そのほか、会場の借上料だとか、それから通信、運搬費だとか、そういったものが合わせて約60万ということで、トータル160万というのが今回お願いした内容でございます。

佐々木（勝）委員

そこで、このプログラムは、いつまでに完成をして、どこに力点を置いて取り組むということがわかれば。

保健所次長

予算が決まっていないものですから、まだ実行はできないのですが、これは15年度予算ですから4月以降ということになるのですけれども、その4月以降でプログラムができたものを参加する方に提示しまして、たくさんメニューがあるのですけれども、その中から参加者が自分のできる内容を選択していくということで、ほぼ1年間、この内容をやっていくということなのです。

既にご案内していますけれども、この内容につきましては、高齢化に従って体力、持久力が衰えていく、そういう部分を補って維持、向上していくと。そういう体の部分もありますけれども、やはり重要な部分は、これから少子化ということもあります。そういった形で、やはり中高齢者の方のこれからの社会参加、社会に貢献していくということを考えた場合に、こういった文化的なプログラムの部分で積極的に参加しながらぜひやっていただきたいと。

そういったことから、今回の中高齢者の総合健康増進プログラムというのは、体とそういう文化的なということがありますけれども、そういう意味では文化的プログラム、こちらの方が重要なポイントになるのではないかと、そういうふうに考えます。

佐々木（勝）委員

この項の最後に、よって、単年度でなくて、引き続き行くのかなというふうに思っていたものですから、ちょうどこの表題にあるような生きがいと健康増進ということからすれば、もっと政策的なものを盛りつけて、このところは、ある面ではこれでじゅうぶんなのか、もっと力を入れるべき事業ではないかなというふうに思っているのですよ、その辺をね。

だから、このところは、これで終わりということではないけれども、予算化して金がないという部分ではなく、ここをやっぱり膨らませるといふか、力を入れていくところではないかなという感じがするものですから、今後の事業の展開、今後の見通しといいますか、力の入れどころといいますか、そこについてひとつお聞かせください。

保健所長

今、佐々木（勝）委員がおっしゃるとおりです。

これは、単に事業費がついたからこういった発想をしたということではなくて、これは、ボランティアとか一般市民の手によってこういったものをしていくような、そういったネットワークを考えていたのです。

そういった中で、いろいろ調べたら事業費がつくのだということでこういう文章になったのですけれども、将来的には、今のもそうですけれども、いろいろかけたら一般市民の中でもいろいろなことをやれるのだよと、それこそかなり集まっているのですね。ですから、今そういったネットワークをつくっていったと。ですから、僕は数年先の状態を考えながらちょっとやっているのですが、今年度はそういった意味で事業費はつく、では、来年度は事業費がつかないからやめるとか、そういった規模のものではなくて、将来的にこういったものは小樽の中で一つの根をおろしたものにしていきたいと思っております。

だから、今年度は事業費がついているのでこういった文章でやっていますけれども、考え方としては佐々木委員のおっしゃることと同じです。

佐々木(勝)委員

財政健全化による市民サービスへの影響について

それでは、最後に、財政健全化計画との関連で一定の答弁をもらいました。

その中で、簡単に言うと、いろいろと財源が不足しているということは予想されたので、見直していくと。見直しに際しては、人件費や管理費など、極力、市民サービスに直接影響がないものと考えてやってきたけれども、15年度予算については、やってみるとどうもそれだけではいかんということで、市民サービスに直接影響がある部分も考えなければならない。そういうことも削減したと。そのことでの回答をもらいました。

その中で、広げるとどっと広がると思うのですけれども、この三つの点について、私はひとつ確認しておきたいと思います。

答弁の中に、市民サービスに影響のある項目についても一定の見直しを行った。そのものの中には、特徴的なものについて、はり・きゅう・マッサージの助成の縮小という表現をしています。それから、もう一つは、各種補助金の原則20パーセント削減と。それから、三つ目には、運河健診など各種検診の有料化、こういう三本柱で見直したと。見直しをかけたけれども、減らすことができなかったもの、逆に継続したものの、それから、さらに拡大したものとあったのですけれども、この三つの部分について個別にちょっと尋ねていきたいと思います。

今、一定の見直しを行ったということで、はり・きゅう・マッサージ助成の縮小、それから補助金の原則20パーセント削減、運河健診などの検診の有料化、こういう表現でよろしいでしょうか。

(財政) 財政課長

代表質問にもお答えしたその3点についてですけれども、最初のはり・きゅう・マッサージにつきましては、事務事業見直しでいろいろ行いまして、その主なものとして挙げたものです。助成になっていきますけれども、助成金には、やっぱり、はり・きゅう・マッサージのようにいわゆる扶助的なもの、扶助費として整理しているものと、通常の団体に出している助成金、補助金として整理しておりますので、はり・きゅう・マッサージの方は事務事業見直しの主なものと。次の補助金の方は、負担金補助として整理しているものを20パーセントカット、また、受益者負担については、そのほかにもありますけれども、代表的なものとして運河健診の有料化ということで述べさせていただきました。

佐々木(勝)委員

それで、はり・きゅう・マッサージの表現のしかたは今言った形と。縮小したということで、これまでのはり・きゅう・マッサージに対する助成といたしますが、実績はどうだったのでしょうか。それから、見直しをかけて減らした、その根拠といたしますが、その辺がわかればちょっとお願いします。

(福祉) 高齢社会対策室長

はり・きゅう・マッサージの関係でございますけれども、まず、実績の関係です。

平成13年度は、扶助費だけで申し上げますと、2,411万3,000円、交付枚数が6万2,844枚、こういうのが実績でございます。

それで、今回のいわゆる扶助費の縮小でございますけれども、この事業は、昭和54年8月からやっております、もう23年以上を経過していると。そして、もうご存じのとおり、高齢化の進展に伴いまして対象者もどんどん増加をして、それに伴ってこの扶助費も増加をしている。しかも、この財源が全額一般財源であると。こういった中で、この危機的な財政状況を踏まえて見直したところであります。

また、他都市の状況との比較を申し上げますと、道内で同じように助成をしている都市というのは7市ございまして、10万人以上の都市では小樽、札幌、旭川の3市だけでございます。ただ、札幌はちょっと規模が違いますから比較の対象にはなりませんけれども、旭川などと比べますと、この扶助費の額が極めて多額になって、2倍以上になっていると。こういったこともございまして、この際、市の財政事情を踏まえると、やっぱり一定の縮小をし

なければならないと。こういったことで、今回、1,000円を500円の半額とした、こういったことでございます。

佐々木(勝)委員

結果というか、次はどうするかということで、そういう根拠、理由というか、1回分の金額は。

それから、次の各補助金の原則20パーセント削減は、これの総体というところをまたお聞きするのですけれども、20パーセントを削減する、減らすというか、その根拠というのは。

(財政)財政課長

補助金本体の20パーセントの削減は、昨年5月の事務事業見直しで当初から留意点として挙げております。全国各自治体の例を見ても、投資的経費については20パーセント削減を目標にやっているところが多いでございます。経常的なものは10パーセントということになっておりますので、補助金全体で13億ほどありますけれども、そのうちの削れない経費というのが3分の2程度を占めておりますので、効果は別にしまして、一応の目標としては20パーセントということで、投資的経費と同様ということで、掲げさせていただいたということです。

佐々木(勝)委員

最後になります。

それでは、運河健診の各種検診の有料化と。これは、さっきの話しどおりに受けるのだろうと思うけれども、無料だったものを受益者負担で有料化したと。1回の単価を決めた根拠と申しますか、これについてお尋ねします。

保健所次長

さわやか運河健診、基本健康診査なのですけれども、これにつきましては、もともと小樽市は有料にしておりました。平成4年までは有料だったのですけれども、その根拠も、この老人保健法の基本健康診査で診査をする際に費用徴収することができると、そういうことが根拠になっておりますので、費用を徴収することができるということで、平成4年までは費用を徴収しておりました。しかし、平成5年から、なかなかこの受診率が上がらないということがあって、無料化をしてきたという経緯があります。その間、受診率はかなり改善されて受診率は上がっていると。

そういうことから、この単価につきましては、さきほど言いました国が定めた費用徴収ができるというこの費用徴収基準額、この金額を採用して基本健康診査の1,200円という金額を決めました。

佐々木(勝)委員

それは上限ですか。

保健所次長

基準額ですから、これ以上いただいてもいいわけですし、これ以下でもいいのですけれども、一応、基準ということで基準額を定めていますので、小樽市の場合、この基準額を採用したということでございます。

佐々木(勝)委員

以上です。

委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。